

総行住第17号
平成24年2月10日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第253号）（注1）及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第113号）（注2）のうち、外国人住民に関する規定が平成24年7月9日から施行されることに伴い、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市区町村に周知くださるようお願いいたします。

また、外国人住民の住民基本台帳への記録関係業務を行うに当たっては、関係事務の委託先等を含め、データ保護とコンピュータ・セキュリティ対策の徹底、情報管理に係る責任体制の明確化等、個人情報保護に万全を期する必要があるところであり、併せて、貴都道府県内の市区町村に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（注1）住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成24年政令第4号）による改正後のもの。

（注2）住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成24年総務省令第4号）による改正後のもの。

記

第1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

なお、別添要領中、児童手当（子ども手当）に関する部分については、平成24年4月以降の取扱いが定まり次第、改めて通知することを予定しているので御留意願いたい。

また、上記法律等の施行に伴う本事務処理要領の改正に関連して、外国人住民に係る部分以外のもの（住民基本台帳カードの引越継続利用関係、戸籍の附票記載事項通知関係等）については、別途通知することを予定しているので、御留意願いたい。

第2 実施期日

この通知は、平成24年7月9日から実施する。

住民基本台帳事務処理要領新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

旧	新
<p>住民基本台帳事務処理要領 【目次】</p> <p>第1 総説 1～5 (略) (新設)</p> <p>第2 住民基本台帳 1 住民票 (1) (略) (2) 記載事項(法第7条) 2 住民票の記載等の手続 (1) (略) (2) 職権に基づく処理(令第12条第2項, 令附則第7条)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3～第7 (略) (新設)</p>	<p>住民基本台帳事務処理要領 【目次】</p> <p>第1 総説 1～5 (略) <u>6 入管法及び入管特例法との関係</u></p> <p>第2 住民基本台帳 1 住民票 (1) (略) (2) 記載事項(法第7条, <u>法第30条の45</u>) 2 住民票の記載等の手続 (1) (略) (2) 職権に基づく処理(令第12条第2項, <u>令第30条の26, 令第30条の27, 令第30条の32, 令附則第7条</u>) (3)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第8 <u>住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)の施行に伴う経過措置</u> 1 <u>仮住民票の住民票への移行</u> 2 <u>仮住民票の作成に伴う複数国籍世帯の日本の国籍を有する者の住民票の記載の修正</u> 3 <u>改正法附則第5条の届出に基づく住民票の記載等の手続</u> 4 <u>在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書</u> 5 <u>外国人住民に関する適用の特例</u></p>
<p>第1 総説 1 (略) 2 定義 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第1 総説 1 (略) 2 定義 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

(1)～(16) (略)
(新設)

3 住所の意義および認定

住民基本台帳法上の住民の住所は、地方自治法第10条の住民としての住所と同一であり、各人の生活の本拠をいうものである（法第4条）。

住所の認定にあたっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居留意思を総合して決定する。住所の認定に疑義または争いがあるときは、事実の調査を行ない、関係市町村とも協議の

(1)～(16) (略)
(17) 在留カード等

法第30条の45に規定する在留カード（出入国港において在留カードを交付されなかった中長期在留者に係る後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券を含む（規則第47条）。）、特別永住者証明書、法第30条の46に規定する一時庇護許可書、仮滞在許可書をいう。

(18) 外国人住民

法第30条の45に規定する外国人住民をいう。

(19) 中長期在留者

法第30条の45に規定する中長期在留者をいう。

(20) 特別永住者

法第30条の45に規定する特別永住者をいう。

(21) 一時庇護許可者

法第30条の45に規定する一時庇護許可者をいう。

(22) 仮滞在許可者

法第30条の45に規定する仮滞在許可者をいう。

(23) 経過滞在者

法第30条の45に規定する出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者をいう。

(24) 中長期在留者等

法第30条の46に規定する中長期在留者等をいう。

(25) 入管法

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）をいう。

(26) 入管特例法

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）をいう。

3 住所の意義および認定

住民基本台帳法上の住民の住所は、地方自治法第10条の住民としての住所と同一であり、各人の生活の本拠をいうものである（法第4条）。

住所の認定にあたっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居留意思を総合して決定する。住所の認定に疑義または争いがあるときは、事実の調査を行い、関係市町村とも協議のう

うえ、その真実の発見に努めるものとする。なお、認定しがたいときは、法第31条の規定による助言または勧告を求めることができる。この場合において、他の市町村長と意見を異にし、その協議がとれないときは、法第33条の規定による決定を求める旨を申し出るものとする。

4 (略)

5 戸籍との関係

戸籍は、身分関係を公証する唯一の公簿であり、住民票は居住関係を公証する唯一の公簿であって、いずれも刑法第157条第1項にいう「権利、義務ニ関スル公正証書」の原本に該当する。

住民票の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）事項中本人の氏名、出生の年月日、男女の別、本籍及び戸籍の筆頭に記載又は記録がされた者（以下「筆頭者」という。）の氏名は、戸籍の記載又は記録と正確に一致しなければならない。

このため、市町村に本籍を有する者のすべてについて、戸籍の附票を作成し、相互の連けいを保たなければならない（法第3章）。
(新設)

え、その真実の発見に努めるものとする。なお、認定しがたいときは、法第31条の規定による助言または勧告を求めることができる。この場合において、他の市町村長と意見を異にし、その協議がとれないときは、法第33条の規定による決定を求める旨を申し出るものとする。

4 (略)

5 戸籍との関係

戸籍は、日本の国籍を有する者にあつては、身分関係を公証する唯一の公簿であり、住民票は居住関係を公証する唯一の公簿であって、いずれも刑法第157条第1項にいう「権利、義務ニ関スル公正証書」の原本に該当する。

日本の国籍を有する者の住民票の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）事項中本人の氏名、出生の年月日、男女の別、本籍及び戸籍の筆頭に記載又は記録がされた者（以下「筆頭者」という。）の氏名は、戸籍の記載又は記録と正確に一致しなければならない。

このため、市町村に本籍を有する者のすべてについて、戸籍の附票を作成し、相互の連けいを保たなければならない（法第3章）。

6 入管法及び入管特例法との関係

外国人住民のうち、中長期在留者等の住民票の記載事項中本人の氏名、出生の年月日、男女の別、国籍・地域（法第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。）及び法第30条の45の表の下欄に掲げる事項は、入管法及び入管特例法に基づき中長期在留者等に交付された在留カード等の記載と一致しなければならない。

このため、法務大臣は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たって、外国人住民の氏名、出生の年月日、男女の別、国籍・地域及び法第30条の45の表の下欄に掲げる事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならないこととされている（法第30条の50）。

1 住民票

(1) 様式および規格

ア 住民票（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製される住民票を除く。以下このア及びイにおいて同じ。）の様式は、法定されていないから、市町村において住民の利便を考慮し、簡明かつ平易な様式について創意工夫されたい。なお、住民票は、原則として、個人又は世帯につき一葉とされることが望ましいが、法第7条第1号から第8号まで及び第13号に規定する事項（以下「基本事項」という。）と同条第9号から第11号の2までに規定する事項（以下「個別事項」という。）とをそれぞれ別葉にする等複葉とすることも、それが統合管理されているものである限り、差し支えないものであること。

参考までに、基本事項及び個別事項についての様式の例を示せば、おおむね、次のとおりである。

(略)

1 住民票

(1) 様式および規格

ア 住民票（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製される住民票を除く。以下このア及びイにおいて同じ。）の様式は、法定されていないから、市町村において住民の利便を考慮し、簡明かつ平易な様式について創意工夫されたい。なお、住民票は、原則として、個人又は世帯につき一葉とされることが望ましいが、法第7条第1号から第8号まで及び第13号に規定する事項（外国人住民にあつては、法第7条第1号から第4号、第7号、第8号及び第13号に規定する事項、通称、通称の記載及び削除に関する事項、国籍・地域、外国人住民となった年月日並びに法第30条の45の表の下欄に掲げる事項。）（以下「基本事項」という。）と法第7条第9号から第11号の2までに規定する事項（外国人住民にあつては法第7条第10号から第11号の2までに規定する事項。）（以下「個別事項」という。）とをそれぞれ別葉にする等複葉とすることも、それが統合管理されているものである限り、差し支えないものであること。

参考までに、基本事項及び個別事項についての様式の例を示せば、おおむね、次のとおりである。

日本の国籍を有する者に係る住民票の様式例

(略)

外国人住民に係る住民票の様式例

住 民 票														
氏名					年 月 日 生	男 女	世 帯 主	続 柄	世帯 員 数	世帯 員 番	平成		世 帯 番 号	住 民 票 番 号
	.		.											
住所									外国人 住民と なつた 年月日	平成	届出 年月日	平成	住 民 票 コ ー ド	
									異 年 月 日 動	平成	転居 年月日	平成		備 考
国籍・ 地域					在 留 資 格			在 留 カ ー ド 等 の 番 号						
					在 留 期 間 等			在 留 期 間 の 満 了 の 日						
法第30条 の45に規 定する区分					在 留 期 間 等			在 留 期 間 の 満 了 の 日						
	通称		記載市町村名		記載年月日		削除市町村名		削除年月日					
通称の記載 及び削除に 関する事項														
前 任 所 転 出									平成	転出予定	届出	平成		
										
国民健康保険					後期高齢者医療					子ども手当				
記 番 号					番 号					支 給 開 始		支 給 終 了		
資 格 取 得		資 格 喪 失			資 格 取 得		資 格 喪 失			平 . .		平 . .		
昭 平 . . .		昭 平 . . .			平 . . .		平 . . .			平 . .		平 . .		
昭 平 . . .		昭 平 . . .			平 . . .		平 . . .			平 . .		平 . .		
退職被保険者又 は被扶養者の別		当該年月日		非該年月日			備 考							
退・被扶		昭 平 . . .		昭 平 . . .										
退・被扶		昭 平 . . .		昭 平 . . .										
備 考														
介 護 保 険					国民年金									
番 号					基 礎 年 金 番 号									
資 格 取 得		資 格 喪 失			資 格 得 喪 ・ 種 別 変 更									
平 . . .		平 . . .			昭 平 . . . 得・種変・喪 1・任									
平 . . .		平 . . .			昭 平 . . . 得・種変・喪 1・任									
平 . . .		平 . . .			昭 平 . . . 得・種変・喪 1・任									
平 . . .		平 . . .			昭 平 . . . 得・種変・喪 1・任									
備 考					備 考									

(注)
1～3 (略)
(新設)

(新設)

(注)
1～3 (略)
4 外国人住民の様式中、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該外国人住民について記載事項とならない同条の表の下欄に掲げる事項については、空欄とすることで差し支えない。
5 外国人住民の様式中、通称の記載の欄については、この例に
ならない、氏名の記載の欄と一体のものとして取扱うことが
適当である。

(注)

1 (略)
(新設)

2・3 (略)
(新設)

(新設)

イ～エ (略)

(2) 記載事項 (法第7条)

ア 氏名 (第1号)

戸籍に記載又は記録がされている氏名を記載 (字体も同一にする。) する。世帯票の場合には、氏を同じくする世帯員が数人いる場合であっても、氏を省略することなく氏名を記載する。本籍のない者又は本籍の不明な者については、日常使用している氏名を記載する。

(注)

1 (略)

2 各人の記載欄は世帯員ごとに設けられるところ、様式例中、1には日本の国籍を有する者の記載欄の例を、2には外国人住民の記載欄の例を示している。

3・4 (略)

5 外国人住民の記載欄の例中、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該外国人住民について記載事項とならない同条の表の下欄に掲げる事項については、空欄とすることで差し支えない。

6 外国人住民の記載欄の例中、通称の記載の欄については、この例にならい、氏名の記載の欄と一体のものとして取扱うことが適当である。

イ～エ (略)

(2) 記載事項 (法第7条、法第30条の45)

(注) 日本の国籍を有する者については、国籍・地域 (ツ)、外国人住民となった年月日 (テ)、法第30条の45の表の下欄に掲げる事項 (ト)、通称 (ナ) 並びに通称の記載及び削除に関する事項 (ニ) は記載事項とならない。また、外国人住民については、戸籍の表示 (オ)、住民となった年月日 (カ) 及び選挙人名簿に登録されている旨 (サ) は記載事項とならない。

ア 氏名 (法第7条第1号)

日本の国籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている氏名を記載 (字体も同一にする。) する。世帯票の場合には、氏を同じくする世帯員が数人いる場合であっても、氏を省略することなく氏名を記載する。本籍のない者又は本籍の不明な者については、日常使用している氏名を記載する。

外国人住民のうち、中長期在留者等については、在留カード等に記載されている氏名を記載する。

なお、出入国港において在留カードを交付されなかった中長期在留者にあつては、後日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券のローマ字表記の氏名を記載する。

出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者については、出生届、国籍喪失届又は国籍喪失報告に付記されているローマ字表記の氏名を記載する。ただし、これら戸籍の届出書等にロ

(略)

また、氏名には、できるだけふりがなを付すことが適当であるが、その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない。

イ 出生の年月日（第2号）

戸籍に記載又は記録がされている出生の年月日を記載する。この場合において、年号を印刷しておき該当年号を○で囲むこと、又は生年月日の記載であることが明らかである限り、「明治、大正、昭和」の年号を「明、大、昭」と、「10年10月10日」を「10. 10. 10」と略記することは、いずれも差し支えない。

ウ 男女の別（第3号）

(略)

エ 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名および世帯主との続柄（第4号）

(ア)・(イ) (略)

(新設)

(ウ) 世帯主が外国人である場合の世帯主の氏名の記載方法

一マ字表記の氏名の付記がない場合、住民票の氏名については同届出書等に記載されたカタカナ又は漢字による表記の氏名を記載する。なお、これら経過滞在者が後日在留資格を取得した等として、法務大臣からの通知がなされた場合は、同通知に基づき氏名の記載を修正する。

非漢字圏の外国人住民について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合には、これを備考として記入することが適当である。

(略)

また、氏名には、できるだけふりがなを付すことが適当である。その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない。

外国人住民のローマ字表記の氏名には、ふりがなを付さなくても差し支えない。

イ 出生の年月日（法第7条第2号）

日本の国籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている出生の年月日を記載する。この場合において、年号を印刷しておき該当年号を○で囲むこと、又は生年月日の記載であることが明らかである限り、「明治、大正、昭和、平成」の年号を「明、大、昭、平」と、「10年10月10日」を「10. 10. 10」と略記することは、いずれも差し支えない。

外国人住民のうち、中長期在留者等にあつては、在留カード等に記載されている生年月日を記載する。出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者にあつては、出生届、国籍喪失届又は国籍喪失報告に記載された出生の年月日に基づいて西暦により記載する。なお、「2000年10月10日」を「2000. 10. 10」と略記することは差し支えない。

ウ 男女の別（法第7条第3号）

(略)

エ 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名および世帯主との続柄（法第7条第4号）

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 世帯主が外国人住民である場合の世帯主の氏名欄の記載方法
世帯主の氏名欄に通称を記載する必要はない。

(エ) 実際に世帯主に相当する者が住民基本台帳法の適用から除外

外国人と日本人との混合世帯の場合には、外国人が実際の世帯主であっても、外国人は法の適用から除外されているので（法第39条）、日本人の世帯員のうち世帯主にもっとも近い地位にあるものの氏名を記載し、実際の世帯主である外国人の氏名を備考として記入する（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあっては、記録する。以下同じ。）。

(エ) 世帯主との続柄の記載方法

世帯主との続柄は、妻、子、父、母、妹、弟、子の妻、妻（未届）、妻の子、縁故者、同居人等と記載する。

世帯主の嫡出子、養子及び特別養子についての「世帯主との続柄」は、「子」と記載する。

内縁の夫婦は、法律上の夫婦ではないが準婚として各種の社会保障の面では法律上の夫婦と同じ取扱いを受けているので「夫（未届）、妻（未届）」と記載する。

内縁の夫婦の子の世帯主（夫）との続柄は、世帯主である父の認知がある場合には「子」と記載し、世帯主である父の認知がない場合には「妻（未届）の子」と記載する。

縁故者には、親族で世帯主との続柄を具体的に記載することが困難な者、事実上の養子等がある。夫婦同様に生活している場合でも、法律上の妻のあるときには「妻（未届）」と記載すべきではない。

オ 戸籍の表示（第5号）

本籍および筆頭者の氏名を記載する。

本籍のない者および本籍の明らかでない者については「本籍なし」または、「本籍不明」と記載することとなるが、これらの者については、戸籍法上による出生届または就籍手続を行なうよう指導するのが適当である。

カ 住民となった年月日（第6号）

されている外国人である場合の世帯主の氏名の記載方法

実際に世帯主に相当する者が住民基本台帳法の適用から除外されている外国人である場合、世帯員のうち世帯主に最も近い地位にあるものの氏名を記載し、実際に世帯主に相当する外国人の氏名が確認できれば備考として記入する（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあっては、記録する。以下同じ。）。

(オ) 世帯主との続柄の記載方法

世帯主との続柄は、妻、子、父、母、妹、弟、子の妻、妻（未届）、妻の子、縁故者、同居人等と記載する。

世帯主の嫡出子、養子及び特別養子についての「世帯主との続柄」は、「子」と記載する。

内縁の夫婦は、法律上の夫婦ではないが準婚として各種の社会保障の面では法律上の夫婦と同じ取扱いを受けているので「夫（未届）、妻（未届）」と記載する。

内縁の夫婦の子の世帯主（夫）との続柄は、世帯主である父の認知がある場合には「子」と記載し、世帯主である父の認知がない場合には「妻（未届）の子」と記載する。

縁故者には、親族で世帯主との続柄を具体的に記載することが困難な者、事実上の養子等がある。夫婦同様に生活している場合でも、法律上の妻のあるときには「妻（未届）」と記載すべきではない。

外国人住民について、世帯主との続柄を証する文書の添付が必要な場合においては、訳文とともに提出を求め、内容を確認する。

また、これが提出されず、事実上の親族関係が認められる場合には、世帯主との続柄は「縁故者」と記載する。

オ 戸籍の表示（法第7条第5号）

本籍および筆頭者の氏名を記載する。

本籍のない者および本籍の明らかでない者については「本籍なし」または、「本籍不明」と記載することとなるが、これらの者については、戸籍法上による出生届または就籍手続を行なうよう指導するのが適当である。

カ 住民となった年月日（法第7条第6号）

同一市町村内（指定都市にあっては、その市）に引き続き住むようになった最初の年月日を記載する。

市町村の廃置分合または境界変更があったときは、その処分前の市町村の区域内に最初に住所を定めた年月日をそのままとし、その処分により修正すべきではない。

キ (略)

ク 住所を定めた年月日（第7号）

(略)

ケ 転入をした者については、その届出の年月日（職権で記載した場合には、その年月日）（第8号）

転入届により記載した者については、その届出の年月日、職権により記載した者については、その記載の年月日をそれぞれ記載する。

コ 従前の住所（第8号）

転入をした者について転出地の住所を記載する。従前の住所は、原則として、転出証明書に記載された住所と一致する。

サ 選挙人名簿に登録されている旨（第9号）

(略)

シ 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（第10号、令第3条）

(略)

ス 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項（第10号の2、令第3条の2）

(略)

セ 介護保険の被保険者の資格に関する事項（第10号の3、令第3条の3）

(略)

ソ 国民年金の被保険者の資格に関する事項（第11号）

(略)

タ 児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項（平成23

日本の国籍を有する者について、同一市町村内（指定都市にあっては、その市）に引き続き住むようになった最初の年月日を記載する。ただし、外国人住民が日本の国籍を有することとなった場合における住民となった年月日については、外国人住民に係る住民票に記載された外国人住民となった年月日を記載する。

市町村の廃置分合または境界変更があったときは、その処分前の市町村の区域内に最初に住所を定めた年月日をそのままとし、その処分により修正すべきではない。

キ (略)

ク 住所を定めた年月日（法第7条第7号）

(略)

ケ 転入等をした者については、その届出の年月日（職権で記載した場合には、その年月日）（法第7条第8号）

転入届並びに法第30条の46及び法第30条の47に基づく届出により記載した者については、その届出の年月日、職権により記載した者については、その記載の年月日をそれぞれ記載する。

コ 従前の住所（法第7条第8号）

転入をした者について転出地の住所を記載する。従前の住所は、原則として、転出証明書に記載された住所と一致する。なお、法第30条の46及び法第30条の47に基づく届出をした者については、記載を要しない。

サ 選挙人名簿に登録されている旨（法第7条第9号）

(略)

シ 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号、令第3条）

(略)

ス 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号の2、令第3条の2）

(略)

セ 介護保険の被保険者の資格に関する事項（法第7条第10号の3、令第3条の3）

(略)

ソ 国民年金の被保険者の資格に関する事項（法第7条第11号）

(略)

タ 児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項（平成23

年10月1日から平成24年3月31日までの間においては、子ども手当の支給を受けている者の資格に関する事項）（第11号の2，法附則第8条）

（略）

チ 住民票コード（第13号）

（ア）・（イ） （略）

（ウ） 住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知する（法第30条の2第3項，令第30条の2第2項）。

なお、帰化又は国籍取得（国籍の再取得も含む。）の場合は新規に住民票コードを記載し、以前住民票コードを記載されたことのある海外転出者が国内に転入する場合は、都道府県知事又は指定情報処理機関から本人確認情報の提供を受け、以前記載された住民票コードを確認した上で、当該以前記載された住民票コードを住民票に記載する。

（新設）

（新設）

（新設）

年10月1日から平成24年3月31日までの間においては、子ども手当の支給を受けている者の資格に関する事項）（法第7条第11号の2，法附則第8条）

（略）

チ 住民票コード（法第7条第13号）

（ア）・（イ） （略）

（ウ） 住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知する（法第30条の2第3項，令第30条の2第2項）。

なお、以前住民票コードを記載されたことのある国外転出者が国内に転入する場合は、都道府県知事又は指定情報処理機関から本人確認情報の提供を受け、以前記載された住民票コードを確認した上で、当該以前記載された住民票コードを住民票に記載する。

ツ 国籍・地域（法第30条の45）

在留カード等に記載されている国籍・地域を記載する（無国籍を含む。）。なお、出生による経過滞在者の国籍・地域欄については空欄とし、後日法務大臣からの通知がなされた場合には、同通知に基づき職権で国籍・地域の記載の修正を行う。また、国籍喪失による経過滞在者の国籍・地域については、国籍喪失届や国籍喪失報告の記載を確認し、職権で国籍・地域の記載を行う。

テ 外国人住民となった年月日（法第30条の45）

法第30条の45の表の上欄に掲げる者となった年月日又は住民となった年月日のうち、いずれか遅い年月日を記載する。

ト 法第30条の45の表の下欄に掲げる事項

法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載する。

（ア） 中長期在留者

A 中長期在留者である旨

中長期在留者であることについて記載するが、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じた欄を設け符号により記載する方法でも差し支えない。

B 在留カードに記載されている在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カードの番号

在留カードの表記に基づき、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カードの番号を記載する。

なお、在留カードとみなされる外国人登録証明書の提示があった場合においては当該外国人登録証明書の登録番号を記載し、後日在留カードを交付する旨の記載がされ、上陸許可証印が貼付された旅券の提示があった場合においては、当該証印下部に記載された交付することを予定する在留カードの番号を記載する。

(イ) 特別永住者

A 特別永住者である旨

特別永住者であることについて記載するが、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じた欄を設け符号により記載する方法でも差し支えない。

B 特別永住者証明書の番号

特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号を記載する。

また、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書の提示があった場合においては当該外国人登録証明書の登録番号を記載する。

(ウ) 一時庇護許可者

A 一時庇護許可者である旨

一時庇護許可者であることについて記載するが、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じた欄を設け符号により記載する方法でも差し支えない。

B 上陸期間

一時庇護許可書に記載されている上陸期間を記載する。

なお、上陸期間を経過する年月日（許可期限）を備考として記入することが適当である。

(エ) 仮滞在許可者

A 仮滞在許可者である旨

仮滞在許可者であることについて記載するが、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じた欄を設け符号により記載する方法でも差し支えない。

B 仮滞在期間

仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を記載する。

(新設)

(新設)

なお、仮滞在期間を経過する年月日（許可期限）を備考として記入することが適当である。

(オ) 出生による経過滞在者

出生による経過滞在者であることについて記載するが、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じた欄を設け符号により記載する方法でも差し支えない。

なお、出生した日から60日を経過する年月日を備考として記入することが適当である。

(カ) 国籍喪失による経過滞在者

国籍喪失による経過滞在者であることについて記載するが、法第30条の45の表の上欄に掲げる者の区分に応じた欄を設け符号により記載する方法でも差し支えない。

なお、国籍を失った日から60日を経過する年月日を備考として記入することが適当である。

ナ 通称（法第7条第14号、令第30条の25第1号）

(ア) 通称（氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）については、外国人住民から通称の記載を求める申出書の提出があった場合において、当該申出のあった呼称を住民票に記載することが居住関係の公証のために必要であると認められるときは記載しなければならない（令第30条の26）。

(イ) 外国人住民の様式中、通称の記載の欄については、第2-1-1の様式例にならい、氏名の記載の欄と一体のものとして取扱うことが適当である。

(ウ) なお、通称には、できるだけふりがなを付すことが適当である。

その場合には、住民の確認を得る等の方法により、誤りのないように留意しなければならない。

ニ 通称の記載及び削除に関する事項（法第7条第14号、令第30条の25第2号）

(ア) 外国人住民に係る住民票に通称を記載した場合（第2-2-2-2-コー(イ)による場合を除く。）、当該通称を記載した市町村名（特別区にあっては区名。以下この(イ)及び第2-2-2-2-サにおいて同じ。）及び年月日を記載しなければならない（令

ツ (略)

2 住民票の記載等の手続

住民票の記載等については、次の点に留意しつつ、適正に行われなければならない。

ア～オ (略)

(1) 届出に基づく処理

ア (略)

(新設)

第30条の27第1項第1号)。

(イ) 外国人住民に係る住民票に記載されている通称を削除した場合、当該通称並びに当該通称を削除した市町村名及び年月日を記載しなければならない(令第30条の27第1項第2号)。

ヌ (略)

2 住民票の記載等の手続

住民票の記載等については、次の点に留意しつつ、適正に行われなければならない。

ア～オ (略)

(1) 届出に基づく処理

ア (略)

イ 中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例(法第30条の46)

中長期在留者等が国外から転入した場合、中長期在留者等で住民基本台帳に記録されていない者が新たに市町村の区域内に住所を定めた場合及び日本の国籍を有しない者(法第30条の45の表の上欄に掲げる者を除く。)が中長期在留者等となった後に転入した場合にあつては、次により取り扱うものとする。

(ア) 個人票の場合

A その者の住民票を作成し、法第30条の46の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、作成の事由(30条の46転入)を記入する。

B 作成した住民票は、転入により新たに世帯を構成した場合にあつては、その世帯をもって編成し、既にある世帯に属することとなった場合にあつては、その世帯に編入する。

(イ) 世帯票の場合

A 転入により新たに世帯を構成した場合にあつては、その世帯の住民票を作成し、法第30条の46の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、作成の事由(30条の46転入)を記入する。

作成の事由は、個人票の例により、各人ごとに記入する。

B 既存の世帯に属することとなった場合にあつては、その属することとなった世帯の住民票の末尾に法第30条の46の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、記載の事由(30条の46転入)を記入する。

(新設)

イ (略)

ウ 転出届

(ア) (略)

(イ) 法第9条第1項の規定による転入の通知があったとき、または転出の事実を確認したときは、消除された住民票にその旨を記入するとともに、その住民票に記入された転出先の住所と転入先の住所が異なるときはその記入を訂正する。

なお、転出届により住民票の消除を行なった場合においても、転入通知があるまでの間は、なお従前の市町村長において国民年金の被保険者の管理を行なうものである。

エ (略)

(新設)

ウ 住所を有する者が中長期在留者等となった場合の届出（法第30条の47）

日本の国籍を有しない者（法第30条の45の表の上欄に掲げる者を除く。）で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となった場合にあつては、次により取り扱うものとする。

(ア) 個人票の場合

A その者の住民票を作成し、法第30条の47の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、作成の事由（30条の47届出）を記入する。

B 作成した住民票は、届出により新たに世帯を構成した場合にあつては、その世帯をもって編成し、既にある世帯に属することとなった場合にあつては、その世帯に編入する。

(イ) 世帯票の場合

A 届出により新たに世帯を構成した場合にあつては、その世帯の住民票を作成し、法第30条の47の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、作成の事由（30条の47届出）を記入する。

作成の事由は、個人票の例により、各人ごとに記入する。

B 既存の世帯に属することとなった場合にあつては、その属することとなった世帯の住民票の末尾に法第30条の47の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、記載の事由（30条の47届出）を記入する。

エ (略)

オ 転出届

(ア) (略)

(イ) 法第9条第1項の規定による転入の通知があったとき、または転出の事実を確認したときは、消除された住民票にその旨を記入するとともに、その住民票に記入された転出先の住所と転入先の住所が異なるときはその記入を訂正する。

なお、転出届により住民票の消除を行なった場合においても、転入通知があるまでの間は、なお従前の市町村長において国民年金の被保険者の管理を行なうものである。

カ (略)

キ 続柄の変更の届出（法第30条の48）

外国人住民について、外国人住民である世帯主との続柄に変更

オ 転入届の届出書に附記がされた場合

A 国民健康保険の被保険者である場合（令第27条）

令第27条第1号に掲げる事項が附記された場合には、国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日並びに退職被保険者等にあつては、退職被保険者等である旨及び退職被保険者等となった年月日を記載する。

B・C （略）

D 国民年金の被保険者である場合（令第28条）

(A) 令第28条第1号イに掲げる事項が附記された場合には、基礎年金番号、国民年金の被保険者の種別並びに国民年金手帳の記載に基づき国民年金の被保険者となった年月日及び国民年金の被保険者の種別の変更の年月日を記載する。

(B) 令第28条第1号ロに掲げる事項が附記された場合には、基礎年金番号、変更後の国民年金の被保険者の種別並びに国民年金手帳の記載に基づき国民年金の被保険者となった年月日及び国民年金の被保険者の種別の変更の年月日を記載する。

(C) 令第28条第1号ハに掲げる事項が附記された場合には、国民年金の被保険者となった年月日、国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号を記載する。

(2) 職権に基づく処理（令第12条第2項、令附則第7条）

ア 戸籍に関する届出および職権記載ならびに通知に基づく処理（第1号）

(ア) （略）

(イ) 帰化届又は国籍取得届に基づく記載

住民票を作成し、又は帰化をした者若しくは国籍を取得した者に係る世帯の住民票にその者の記載をし、その事由（帰化又

があつた場合は、変更が生じた日から14日以内に世帯主との続柄を証する文書を添えて届出をしなければならない（法第30条の48）。ただし、外国人住民と外国人住民である世帯主との親族関係について、変更がない場合や変更に係る戸籍に関する届出が受理されている場合は届出を要しない（令第30条の28）。

届出があつた場合には、添付された世帯主との続柄を証する文書を確認のうえ世帯主との続柄の記載を修正し、修正の事由（続柄の変更）を記入する。

ク 転入届の届出書に付記がされた場合

A 国民健康保険の被保険者である場合（令第27条）

令第27条第1号に掲げる事項が付記された場合には、国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日並びに退職被保険者等にあつては、退職被保険者等である旨及び退職被保険者等となった年月日を記載する。

B・C （略）

D 国民年金の被保険者である場合（令第28条）

(A) 令第28条第1号イに掲げる事項が付記された場合には、基礎年金番号、国民年金の被保険者の種別並びに国民年金手帳の記載に基づき国民年金の被保険者となった年月日及び国民年金の被保険者の種別の変更の年月日を記載する。

(B) 令第28条第1号ロに掲げる事項が付記された場合には、基礎年金番号、変更後の国民年金の被保険者の種別並びに国民年金手帳の記載に基づき国民年金の被保険者となった年月日及び国民年金の被保険者の種別の変更の年月日を記載する。

(C) 令第28条第1号ハに掲げる事項が付記された場合には、国民年金の被保険者となった年月日、国民年金の被保険者の種別並びに国民年金手帳の記号及び番号を記載する。

(2) 職権に基づく処理（令第12条第2項、令第30条の26、令第30条の27、令第30条の32、令附則第7条）

ア 戸籍に関する届出および職権記載ならびに通知に基づく処理（令第12条第2項第1号）

(ア) （略）

(イ) 帰化届又は国籍取得届に基づく記載及び消除（令第8条の2）

帰化をした者若しくは国籍を取得した者の日本人住民としての住民票を作成し、又はその者に係る世帯の住民票に法第7条

は国籍取得)及びその事由の生じた年月日を記入する。

- (ウ) (略)
- (エ) 国籍喪失届又は国籍喪失報告に基づく消

除の事由(国籍喪失)及びその事由の生じた年月日を記入したうえ、消

- (オ) 住民票の記載の修正

上記のほか、戸籍の届出があった場合において、必要があるときは、住民票の記載の修正をし、その事由(氏名変更、本籍変更等)およびその事由の生じた年月日を記入する。住民票の記載の修正を要する戸籍の届出は、おおむね、次のとおりである。

に規定する事項を記載するとともに、外国人住民としての住民票(世帯票が作成されている場合にあつてはその住民票の全部又は一部)を消

- (ウ) (略)
- (エ) 国籍喪失届又は国籍喪失報告に基づく記載及び消

除(令第8条の2)
国籍を喪失した者の外国人住民としての住民票を作成し、又はその者に係る世帯の住民票に法第30条の45に規定する事項を記載するとともに、日本人住民としての住民票(世帯票が作成されている場合にあつてはその住民票の全部又は一部)を消

- (オ) 住民票の記載の修正

除する。その事由(国籍喪失)及びその事由の生じた年月日をそれぞれに記入する。
上記のほか、戸籍の届出があった場合において、必要があるときは、住民票の記載の修正をし、その事由(氏名変更、本籍変更等)およびその事由の生じた年月日を記入する。住民票の記載の修正を要する戸籍の届出は、おおむね、次のとおりである。

届出事件名	修正事項 世帯主氏名 〔本人が世帯主である場合〕	氏名	生年 月日	世帯主との続柄 〔他の者が世帯主である場合〕	本籍	筆頭者 氏名	備考
出生	○	○	○	○	○	○	出生届出未済者、無籍者、本籍不明者等の既に住民票に記載されている者につき届出と相違する事項
認知	○	○		○	○	○	嫡出子の身分を取得し父母の戸籍に入る子、在籍のまま認知された者等
縁組	○	○		○	○	○	養子およびその配偶者ならびに同氏の子、新戸籍を編成する養親等
離縁	○	○		○	○	○	離縁した養子および配偶者等
婚姻	○	○		○	○	○	新戸籍を編成する夫婦、他の者の氏を称した配偶者等
離婚	○	○		○	○	○	復氏した者およびこれと氏を同じくする者
復氏	○	○			○	○	同上
入籍	○	○			○	○	入籍した子、入籍届により新戸籍を編成する者および配偶者、同氏の子等
氏名更	○	○				○	改氏した者および同籍者、改名した者
分籍					○	○	分籍した者
転籍					○		転籍した者
就籍	○	○	○		○	○	既に住民票に記載されている者で、戸籍の記載又は記録と相違する事項
戸籍訂正	○	○	○	○	○	○	同上

(注) ○印は、修正該当事項を示す。

日本の国籍を有する者

届出事件名	修正事項 世帯主氏名 〔本人が世帯主である場合〕	氏名	生年 月日	世帯主との続柄 〔他の者が世帯主である場合〕	本籍	筆頭者 氏名	備考
出生	○	○	○	○	○	○	出生届出未済者、無籍者、本籍不明者等の既に住民票に記載されている者につき届出と相違する事項
認知	○	○		○	○	○	嫡出子の身分を取得し父母の戸籍に入る子、在籍のまま認知された者等
縁組	○	○		○	○	○	養子及びその配偶者並びに同氏の子、新戸籍を編成する養親等
離縁	○	○		○	○	○	離縁した養子及び配偶者等
婚姻	○	○		○	○	○	新戸籍を編成する夫婦、他の者の氏を称した配偶者等
離婚	○	○		○	○	○	復氏した者及びこれと氏を同じくする者
復氏	○	○			○	○	同上
入籍	○	○			○	○	入籍した子、入籍届により新戸籍を編成する者及び配偶者、同氏の子等
氏名更	○	○				○	改氏した者及び同籍者、改名した者
分籍					○	○	分籍した者
転籍					○		転籍した者
就籍	○	○	○		○	○	既に住民票に記載されている者で、戸籍の記載又は記録と相違する事項
戸籍訂正	○	○	○	○	○	○	同上

外国人住民

届出事件名	修正事項 世帯主氏名 〔本人が世帯主である場合〕	氏名	生年 月日	世帯主との続柄 〔他の者が世帯主である場合〕	本籍	筆頭者 氏名	備考
出生	○			○	/	/	出生届出未済者等の既に住民票に記載されている者につき届出と相違する事項
認知	○			○	/	/	認知された者
縁組	○			○	/	/	縁組した者
離縁	○			○	/	/	離縁した者
婚姻	○			○	/	/	婚姻した者
離婚	○			○	/	/	離婚した者

(注) ○印は、修正該当事項を示す。

(カ) (略)
(新設)

(カ) (略)
(キ) 法第30条の50の規定による法務大臣からの通知に基づく
処理(令第30条の32)
法務大臣からの通知があった場合においては、住民票の消除
又は記載の修正をし、通知の事由(氏名変更、在留資格変更許
可等)及びその事由の生じた年月日を記入する等住民票につい
ての処理経過を明らかにする事項を備考として記入する。法務
大臣からの通知は、おおむね、次のとおりである。

法務大臣からの通知による記載の修正

(1) 中長期在留者

届出事由	修正事項	氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域	法第30条の4 5に規定する区分	在留資格	在留期間等	在留期間の満了の日	在留カード等の番号	備考
氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域の変更・訂正		○					○	
在留カードの有効期間更新							○	
在留カードの再交付							○	
在留資格の変更許可				○	○	○	○	
在留期間の更新許可					○	○	○	
永住許可				○	○	○	○	
在留特別許可				○	○	○	○	
特別永住許可			○	○	○	○	○	

(2) 特別永住者

届出事由	修正事項	氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域	法第30条の4 5に規定する区分	在留資格	在留期間等	在留期間の満了の日	在留カード等の番号	備考
氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域の変更・訂正		○		/	/	/	○	住民票の記載の修正は、特別永住者証明書交付時に行う。
特別永住者証明書の有効期間更新				/	/	/	○	住民票の記載の修正は、特別永住者証明書交付時に行う。
特別永住者証明書の再交付				/	/	/	○	住民票の記載の修正は、特別永住者証明書交付時に行う。
在留特別許可			○	○	○	○	○	住民票の記載の修正は、特別永住者証明書交付時に行う。

(3) 一時庇護許可者

届出事由 修正事項	氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域	法第30条の 45に規定 する区分	在留資格	在留期間等	在留期間の 満了の日	在留カード 等の番号	備考
氏名, 生年月日, 性別, 国籍・ 地域の変更・訂正	○		/		/	/	
在留資格の取得許可		○	○	○	○	○	
在留特別許可		○	○	○	○	○	
上陸期間の変更			/	○	/	/	上陸期間を経過する日 は備考欄に記載する。

(4) 仮滞在許可者

届出事由 修正事項	氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域	法第30条の 45に規定 する区分	在留資格	在留期間等	在留期間の 満了の日	在留カード 等の番号	備考
氏名, 生年月日, 性別, 国籍・ 地域の変更・訂正	○		/		/	/	
難民認定に伴う在留資格の取得 許可		○	○	○	○	○	
難民不認定等に伴う在留特別許 可		○	○	○	○	○	
仮滞在期間の更新許可			/	○	/	/	仮滞在期間を経過する 日は備考欄に記載す る。

(5) 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

届出事由 修正事項	氏名, 生年月日, 性別, 国籍・地域	法第30条の 45に規定 する区分	在留資格	在留期間等	在留期間の 満了の日	在留カード 等の番号	備考
在留資格の取得許可		○	○	○	○	○	
特別永住許可		○	/	/	/	○	住民票の記載の修正は、特別 永住許可書交付時に行う。

法務大臣からの通知による消除

消除事由	対象者
再入国許可を受けずに出国	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞者在者
再入国許可の有効期間（みなし再入国期間）の経過	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞者在者
難民旅行証明書の有効期間の経過	中長期在留者、特別永住者
退去強制令書の発付	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、経過滞者在者
在留資格の取消し	中長期在留者
在留期間の経過	中長期在留者
在留資格の変更許可 ※	中長期在留者
在留期間の更新許可 ※	中長期在留者
在留特別許可 ※	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、経過滞者在者
上陸期間の経過	一時庇護許可者
在留資格の取得許可 ※	一時庇護許可者、経過滞者在者
仮滞在期間の経過	仮滞在許可者
難民認定に伴う在留資格の取得許可 ※	仮滞在許可者
難民不認定等に伴う在留特別許可 ※	仮滞在許可者
在留資格を有することなく60日を経過	経過滞者在者

※ 許可の結果、中長期在留者等でなくなった場合

イ 選挙管理委員会からの通知に基づく処理（第2号）

（略）

ウ 国民健康保険法の規定による届出等に基づく処理（第3号）

（略）

エ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく処理（第3号の2）

（略）

オ 介護保険法の規定による届出等に基づく処理（第3号の3）

（略）

カ 国民年金法の規定による届出等に基づく処理（第4号）

（略）

キ 児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の規定による認定をしたとき、または児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。（平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間においては、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）第6条の規定による認定（同条第2項の規定による認定については、同項第2号に掲げる里親に係るものに限る。）をしたとき又は子ども手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。）

（略）

ク 不服申立てについての裁決もしくは決定その他の決定または訴訟の判決に基づく処理（第6号）

次の不服申立てについての裁決もしくは決定その他の決定または訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるときは、その裁決もしくは決定その他の決定または訴訟の判決の趣旨に従い、必要な住民票の記載等をし、その住民票にその事由およびその記載等をした年月日を記入する。

なお、外国人住民の住民票に記載された在留期間の満了の日等が経過した場合、法務大臣からの通知により外国人住民でなくなったことを確認のうえ、住民票の消除をするものとする。

イ 選挙管理委員会からの通知に基づく処理（令第12条第2項第2号）

（略）

ウ 国民健康保険法の規定による届出等に基づく処理（令第12条第2項第3号）

（略）

エ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく処理（令第12条第2項第3号の2）

（略）

オ 介護保険法の規定による届出等に基づく処理（令第12条第2項第3号の3）

（略）

カ 国民年金法の規定による届出等に基づく処理（令第12条第2項第4号）

（略）

キ 児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の規定による認定をしたとき、または児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。（平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間においては、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）第6条の規定による認定（同条第2項の規定による認定については、同項第2号に掲げる里親に係るものに限る。）をしたとき又は子ども手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。）
（令第12条第2項第5号、令附則第7条）

（略）

ク 不服申立てについての裁決もしくは決定その他の決定または訴訟の判決に基づく処理（令第12条第2項第6号）

次の不服申立てについての裁決もしくは決定その他の決定または訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるときは、その裁決もしくは決定その他の決定または訴訟の判決の趣旨に従い、必要な住民票の記載等をし、その住民票にその事由およびその記載等をした年月日を記入する。

(ア) 法第31条の3の規定による審査請求についての裁決もしくは異議申立てについての決定または同条の処分についての訴訟の確定判決

(イ)～(ク) (略)

ケ 住所の表示の変更があった場合の住民票の処理 (第7号)

(略)

(新設)

(ア) 法第31条の4の規定による審査請求についての裁決もしくは異議申立てについての決定または同条の処分についての訴訟の確定判決

(イ)～(ク) (略)

ケ 住所の表示の変更があった場合の住民票の処理 (令第12条第2項第7号)

(略)

コ 通称の記載及び削除の申出があった場合の住民票の処理 (令第30条の26)

(ア) 通称については、外国人住民から通称の記載を求める申出書の提出があった場合において、当該申出のあった呼称を住民票に記載することが居住関係の公証のために必要であると認められるときは記載しなければならない。

住民票に通称の記載を求めようとする外国人住民に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出させるとともに、住民票への記載を求めようとする呼称が居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であることを証するに足りる資料を提示させなければならない (令第30条の26第1項、第2項、規則第45条)。

A 通称として記載を求める呼称

B 氏名

C 住所

D 住民票コード又は出生の年月日及び男女の別

E 通称として記載を求める呼称が国内における社会生活上通用していることその他の居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認められる事由の説明

通称の住民票への記載に当たっては、国内における社会生活上通用していることが客観的に明らかとなる資料等の提示を複数求める等により、厳格に確認を行う。

なお、①出生により、日本の国籍を有する親の氏若しくは通称が住民票に記載されている外国人住民である親の通称の氏を申し出る場合、②日系の外国人住民が氏名の日本式氏名部分を申し出る場合又は③婚姻等身分行為により、相手方の日本国籍を有する者の氏若しくは通称が住民票に記載されている外国人住民である相手方の通称の氏を申し出る場合にあっては、国内

における社会生活上通用していることの確認に代えて、親や身
分行為の相手方等の氏名又は通称の氏等の確認を行うことで差
し支えない。

(イ) 外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合におい
て、当該通称を転出証明書の記載事項とし、又は転出証明書情
報の通知事項とすることとされており（令第30条の26第7
項）、次の場合において、外国人住民に係る住民票に通称の記
載をしなければならない（令第30条の26第3項）。

A 転出証明書を添えた転入届があった場合、当該転出証明書
に記載された通称を記載する。

B 最初の転入届（法第24条の2第1項に規定する最初の転
入届をいう。サにおいて同じ。）又は最初の世帯員に関する
転入届（法第24条の2第2項に規定する最初の転入届をい
う。サにおいて同じ。）があった場合、法第24条の2第4
項の規定により通知された通称を記載する。

(ウ) 外国人住民から通称の削除を求める申出書の提出があった場
合、当該通称を削除しなければならない。申出書には次に掲げ
る事項を記載させることとする（令第30条の26第4項、規
則第45条）。

A 通称の削除を求める旨

B 氏名

C 住所

D 住民票コード又は出生の年月日及び男女の別

(エ) また、通称を記載しておくことが居住関係の公証のために必
要であると認められなくなったときは、当該通称を削除すると
ともに、その旨を当該削除に係る外国人住民に通知しなければ
ならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民の
住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難
であると認めるときは、その通知に代えてその旨を公示する（
令第30条の26第5項）。

(オ) 通称の記載及び削除の申出については、現に申出の任に当た
っている者に対して、本人であるかどうかを確認するため、書
類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする（令第30
条の26第6項）。

また、現に申出の任に当たっている者が申出者の代理人又は

(新設)

(3) 住民基本台帳の記録に誤りがある場合の処理

住民税の賦課徴収その他の事務を管理し、及び執行することにより、又は選挙管理委員会からの選挙人名簿の抹消に関する通知、市町村の委員会からの住民基本台帳の脱漏等に関する通報、本籍地の市町村長からの戸籍との照会に関する通知若しくは調査等によって、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知ったときは、次の例により、職権で、住民

使者であるとき（同一の世帯に属する者を除く。）は、申出の任に当たっている者に対し、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類の提示若しくは提出又は説明を求めるものとする（令第30条の26第6項）。

この場合において、第4-2-(2)-アに準じて本人確認を行い、第4-2-(2)-イに準じてその権限を明らかにさせる。

サ 通称の記載及び削除をした場合の住民票の処理（令第30条の27）

(ア) 外国人住民に係る住民票に通称を記載した場合（コー(イ)による場合を除く。）、当該通称を記載した市町村名及び年月日を通称の記載及び削除に関する事項として記載しなければならない（令第30条の27第1項第1号）。

(イ) 外国人住民に係る住民票に記載されている通称を削除した場合、当該通称並びに当該通称を削除した市町村名及び年月日を通称の記載及び削除に関する事項として記載しなければならない（令第30条の27第1項第2号）。

(ウ) 外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項が記載されている場合において、当該事項を転出証明書の記載事項とし、又は転出証明書情報の通知事項とすることとされており（令第30条の27第3項）、次の場合において、外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項の記載をしなければならない（令第30条の27第2項）。

A 転出証明書を添えた転入届があった場合、当該転出証明書に記載された通称の記載及び削除に関する事項を記載する。

B 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届があった場合、法第24条の2第4項の規定により通知された通称の記載及び削除に関する事項を記載する。

(3) 住民基本台帳の記録に誤りがある場合の処理

住民税の賦課徴収その他の事務を管理し、及び執行することにより、又は選挙管理委員会からの選挙人名簿の抹消に関する通知、市町村の委員会からの住民基本台帳の脱漏等に関する通報、本籍地の市町村長からの戸籍との照会に関する通知若しくは調査等によって、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知ったときは、次の例により、職権で、住民

票の記載等をする。

ア 届出がない場合（令第12条第1項）

(ア) 届出に基づき住民票の記載等をすべき場合においてその届出がないときは、届出義務者に届出をするよう催告する。この場合において、転入者については、前住所地市町村長の発行する転入届に添付すべき書類として発行された旨の記載された転出証明書に準ずる証明書または消除された住民票の写を添付させるものとするが、消除された住民票が廃棄されたこと等により上記証明書等が発行されない場合には戸籍の附票の写を添付させることが適当である。

催告してもなお届出がないときは、当該記載等をすべき事実を確認して（転入者については、前住所地または本籍地市町村長に照会して記載事項および前住所地について確認を行なうものとする。）、(1)の届出に基づく住民票の記載等の例により、住民票に「〇〇につき職権記載」等その事由および記載等を行なった年月日を記入する。なお、住民票に記載等をすべき事実の確認については、実地調査を行なうことが適当である。

(イ) (略)

イ (略)

(4) 住民票コードの記載の変更請求があった場合の処理

住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、理由の如何を問わず、住民票コードの記載の変更を請求することができる（法第30条の3第1項）。

ア 請求の受理（法第30条の3第2項）

(ア) (略)

(イ) 変更請求書の提出の際に提示させる書類

変更請求書を提出する際には、次に掲げるいずれかの書類を提示させ（令第30条の3及び規則第9条）、住民票コードの記載の変更を請求する者が本人であることを確認する。

住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台

票の記載等をする。

ア 届出がない場合（令第12条第1項）

(ア) 届出に基づき住民票の記載等をすべき場合においてその届出がないときは、届出義務者に届出をするよう催告する。この場合において、転入者については、前住所地市町村長の発行する転入届に添付すべき書類として発行された旨の記載された転出証明書に準ずる証明書または消除された住民票の写を添付させるものとするが、消除された住民票が廃棄されたこと等により上記証明書等が発行されない場合に、日本の国籍を有する者については戸籍の附票の写を添付させることが適当である。

催告してもなお届出がないときは、当該記載等をすべき事実を確認して（転入者については、日本の国籍を有する者にあつては前住所地または本籍地市町村長に、日本の国籍を有していない者にあつては前住所地に照会して記載事項および前住所地について確認を行うものとする。）、(1)の届出に基づく住民票の記載等の例により、住民票に「〇〇につき職権記載」等その事由および記載等を行なった年月日を記入する。なお、住民票に記載等をすべき事実の確認については、実地調査を行うことが適当である。

(イ) (略)

イ (略)

(4) 住民票コードの記載の変更請求があった場合の処理

住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、理由の如何を問わず、住民票コードの記載の変更を請求することができる（法第30条の3第1項）。

ア 請求の受理（法第30条の3第2項）

(ア) (略)

(イ) 変更請求書の提出の際に提示させる書類

変更請求書を提出する際には、次に掲げるいずれかの書類を提示させ（令第30条の3及び規則第9条）、住民票コードの記載の変更を請求する者が本人であることを確認する。

住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台

帳カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、規則別記様式第2の住民基本台帳カードについては、住民基本台帳カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

A 住民基本台帳カード（請求書の提出時点で有効期間内であって、住民基本台帳カードに関する技術的基準（平成15年総務省告示第392号。以下「カード技術基準」という。）第3-1-(2)の住民基本台帳カードの運用状況（以下「カード運用状況」という。）が運用中である住民基本台帳カードに限る。）又は運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該請求者が本人であることを確認するため、市町村長が適当と認めるもの。

例示した書類のほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、各種年金証書等が考えられる。

なお、戸籍謄本、住民票の写し等本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを確認するための書類に該当しない。

B (略)

イ～オ (略)

(5) (略)

3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、当該国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由（犯罪捜査等のための請求にあつては、法令で定める事務の遂行のた

帳カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と請求書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、規則別記様式第2の住民基本台帳カードについては、住民基本台帳カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

A 住民基本台帳カード（請求書の提出時点で有効期間内であって、住民基本台帳カードに関する技術的基準（平成15年総務省告示第392号。以下「カード技術基準」という。）第3-1-(2)の住民基本台帳カードの運用状況（以下「カード運用状況」という。）が運用中である住民基本台帳カードに限る。）又は運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該請求者が本人であることを確認するため、市町村長が適当と認めるもの。

例示した書類のほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、各種年金証書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書等が考えられる。

なお、戸籍謄本、住民票の写し等本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを確認するための書類に該当しない。

B (略)

イ～オ (略)

(5) (略)

3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、当該国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由（犯罪捜査等のための請求にあつては、法令で定める事務の遂行のた

めに必要である旨及びその根拠となる法令の名称)、住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名等を明らかにしたうえで、国又は地方公共団体の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる(法第11条第1項、第2項)。

また、①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施、②公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施及び③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施のために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、市町村長は、当該申出者が指定する者等に、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる(法第11条の2第1項)。

これらのうち、①については、公益性告示において、次に掲げる基準が定められており、これらに照らして、公益性が高いと認められるか否かを判断すること。

- ・放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること
- ・大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること
- ・その他、上記以外の調査研究にあつては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること

(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア (略)

イ 閲 覧

市町村長は、閲覧に供するため、住民基本台帳のうち氏名、出

めに必要である旨及びその根拠となる法令の名称)、住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名等を明らかにしたうえで、国又は地方公共団体の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる(法第11条第1項、第2項)。

また、①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施、②公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施及び③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施のために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、市町村長は、当該申出者が指定する者等に、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる(法第11条の2第1項)。

これらのうち、①については、公益性告示において、次に掲げる基準が定められており、これらに照らして、公益性が高いと認められるか否かを判断すること。

- ・放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること
- ・大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること
- ・その他、上記以外の調査研究にあつては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること

(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア (略)

イ 閲 覧

市町村長は、閲覧に供するため、住民基本台帳のうち氏名、通

生の年月日、男女の別、住所に係る部分の写し（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村長にあっては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち氏名、出生の年月日、男女の別、住所を記載した書類）を作成するとともに、その内容に変更があったときにおけるその改製又は修正の手續、時期等を定めなければならない（令第14条）。

閲覧者が住民基本台帳の一部の写しを閲覧するに当たっては、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書を提示しなければならない（住民票省令第1条第3項）。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

また、職員証等の証明書に本人の顔写真が貼付されていない場合や、口頭での補足質問では不十分な場合など、窓口に来た者が申請の際に明らかにされた閲覧者であるか疑わしい点があるなど、特に必要がある場合には、当該請求に係る国又は地方公共団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

ウ（略）

(2) 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア（略）

イ 閲 覧

市町村長は、閲覧に供するため、(1)ーイに記載するとおり、住民基本台帳の一部の写しを作成するとともに、その内容に変更があったときにおけるその改製又は修正の手續、時期等を定めなければならない（令第14条）。

閲覧者に住民基本台帳の一部の写しを閲覧させるに当たっては、次に掲げるいずれかの書類を提示させなければならない（住民票省令第2条第3項）。

(ア) 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。以下同じ。）であって、閲覧者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類

官公署が発行し、本人の写真が貼付された請求者が本人であ

称が住民票に記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別、住所に係る部分の写し（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村長にあっては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別、住所を記載した書類）を作成するとともに、その内容に変更があったときにおけるその改製又は修正の手續、時期等を定めなければならない（令第14条）。

閲覧者が住民基本台帳の一部の写しを閲覧するに当たっては、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書を提示しなければならない（住民票省令第1条第3項）。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

また、職員証等の証明書に本人の顔写真が貼付されていない場合や、口頭での補足質問では不十分な場合など、窓口に来た者が申請の際に明らかにされた閲覧者であるか疑わしい点があるなど、特に必要がある場合には、当該請求に係る国又は地方公共団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

ウ（略）

(2) 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア（略）

イ 閲 覧

市町村長は、閲覧に供するため、(1)ーイに記載するとおり、住民基本台帳の一部の写しを作成するとともに、その内容に変更があったときにおけるその改製又は修正の手續、時期等を定めなければならない（令第14条）。

閲覧者に住民基本台帳の一部の写しを閲覧させるに当たっては、次に掲げるいずれかの書類を提示させなければならない（住民票省令第2条第3項）。

(ア) 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。以下同じ。）であって、閲覧者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類

官公署が発行し、本人の写真が貼付された請求者が本人であ

ることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

(イ) (略)

ウ～ケ (略)

(3) (略)

4 住民票の写し等の交付

住民基本台帳に記録されている者は、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製している市町村にあっては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）及び住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる（法第12条第1項）。この請求は、請求者の氏名及び住所、請求の対象とする者の氏名などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされており（法第12条第2項）、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第12条第3項）。この場合、現に請求の任に当たっている者が、請求者の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、市町村長に対し、請求者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない（法第12条第4項）。なお、市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その請求を拒むことができる（法第12条第6項）。

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、住民票コードの記載を省略した住民票の写し等の交付を請求することができる（法第12条の2第1項）。この請求は、請求をする国又は地方公共団体の機関の名称、請

ることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

(イ) (略)

ウ～ケ (略)

(3) (略)

4 住民票の写し等の交付

住民基本台帳に記録されている者は、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製している市町村にあっては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）及び住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる（法第12条第1項）。この請求は、請求者の氏名及び住所、請求の対象とする者の氏名（請求の対象とする者が外国人住民の場合にあっては、氏名又は通称）などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされており（法第12条第2項、令第30条の26第7項）、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第12条第3項）。この場合、現に請求の任に当たっている者が、請求者の代理人であるときその他請求者と異なる者であるときは、市町村長に対し、請求者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない（法第12条第4項）。なお、市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その請求を拒むことができる（法第12条第6項）。

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、住民票コードの記載を省略した住民票の写し等の交付を請求することができる（法第12条の2第1項）。この請求は、請求をする国又は地方公共団体の機関の名称、請

求の対象とする者の氏名及び住所、請求事由などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされており（法第12条の2第2項）、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第12条の2第3項）。

これらのほか、市町村長は、①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者、③住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者から、住民票の写しで一定の事項のみが表示されたもの等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、申出者に住民票の写し等を交付することができる（法第12条の3第1項）。

また、市町村長は、特定事務受任者（弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。以下同じ。）から、受任している事件又は事務の依頼者が、前記の①から③に掲げる者に該当することを理由として、住民票の写し等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、特定事務受任者に住民票の写し等を交付することができる（法第12条の3第2項）。これらの申出は、申出者の氏名及び住所、申出の対象とする者の氏名及び住所、利用の目的、特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされており（法第12条の3第4項）、現に申出の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第12条の3第5項）。この場合、現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、市町村長に対し、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない（法第12条の3第6項）。

求の対象とする者の氏名（請求の対象とする者が外国人住民の場合にあつては、氏名又は通称）及び住所、請求事由などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされており（法第12条の2第2項、令第30条の26第7項）、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第12条の2第3項）。

これらのほか、市町村長は、①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者、③住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者から、住民票の写しで一定の事項のみが表示されたもの等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、申出者に住民票の写し等を交付することができる（法第12条の3第1項）。

また、市町村長は、特定事務受任者（弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。以下同じ。）から、受任している事件又は事務の依頼者が、前記の①から③に掲げる者に該当することを理由として、住民票の写し等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、特定事務受任者に住民票の写し等を交付することができる（法第12条の3第2項）。これらの申出は、申出者の氏名及び住所、申出の対象とする者の氏名（申出の対象とする者が外国人住民の場合にあつては、氏名又は通称）及び住所、利用の目的、特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称などの所定の事項を明らかにしてしなければならないものとされており（法第12条の3第4項、令第30条の26第7項）、現に申出の任に当たっている者は、市町村長に対し、当該申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない（法第12条の3第5項）。この場合、現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、市町村長に対し、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない（法第12条の3第6項）。

また、住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで戸籍の表示、個別事項及び任意事項の記載を省略したものの交付を請求することができるが（法第12条の4第1項）、交付地市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その請求を拒むことができる（法第12条の4第6項で準用する第12条第6項）。

住民票の写し等の交付の請求又は申出に当たっては、請求又は申出をする者に対し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求又は申出の場合と同様に、定型的な請求書又は申出書の様式を作成し、原則としてこれらに記載させることとするか、又は請求者識別カードの使用により端末機に入力させることとするのが適当である。

(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付

① 窓口における請求の場合

ア 請求の受理

(ア) 次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

A・B (略)

C 請求対象者の氏名

氏名のほか、索引の便に供するため、世帯主の氏名を明らかにさせることが適当である。

D (略)

(イ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることについて、以下のいずれかの方法により明らかにさせる（法第12条第3項並びに住民票省令第5条第1号及び第2号）。

A 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等であって、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等の例としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空

また、住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで戸籍の表示、個別事項、任意事項並びに通称の記載及び削除に関する事項の記載を省略したものの交付を請求することができるが（法第12条の4第1項、令第30条の26第7項）、交付地市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その請求を拒むことができる（法第12条の4第6項で準用する第12条第6項）。

住民票の写し等の交付の請求又は申出に当たっては、請求又は申出をする者に対し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求又は申出の場合と同様に、定型的な請求書又は申出書の様式を作成し、原則としてこれらに記載させることとするか、又は請求者識別カードの使用により端末機に入力させることとするのが適当である。

(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付

① 窓口における請求の場合

ア 請求の受理

(ア) 次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

A・B (略)

C 請求対象者の氏名

氏名（外国人住民にあつては、氏名又は通称）のほか、索引の便に供するため、世帯主の氏名を明らかにさせることが適当である。

D (略)

(イ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることについて、以下のいずれかの方法により明らかにさせる（法第12条第3項並びに住民票省令第5条第1号及び第2号）。

A 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等であって、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等の例としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空

従事者技能証明書，宅地建物取引主任者証，船員手帳，戦傷病者手帳，教習資格認定証，検定合格証，身体障害者手帳，療育手帳及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

B (略)

(ウ)～(オ) (略)

イ 作成

(ア) 住民票の写し等を交付するに当たっては，特にその住民票が正確であるかどうかについて留意する。したがって，

A 届出，通知等により修正，消除等をすべき住民票を未処理のまま，その住民票の写し等を交付するようなことのないようにする。

B 再製した住民票について戸籍と未照合であるため戸籍の表示の記載に誤りのある疑いがある等の住民票については，調査をし，職権による修正等の措置を講じたうえで交付するのが建前であるが，やむを得ない場合においては，その旨を附記して交付する。

(イ) 住民票の写しは，特別の請求がある場合を除き，次の事項は省略してもよい。

A 法第7条第4号及び第5号及び第9号から第14号までに掲げる事項の全部又は一部

(新設)

B 任意事項及び法第7条に規定する記載事項以外の事項

C (略)

(ウ)～(ケ) (略)

(新設)

従事者技能証明書，宅地建物取引主任者証，船員手帳，戦傷病者手帳，教習資格認定証，検定合格証，身体障害者手帳，療育手帳，在留カード，特別永住者証明書，一時庇護許可書，仮滞在許可書及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

B (略)

(ウ)～(オ) (略)

イ 作成

(ア) 住民票の写し等を交付するに当たっては，特にその住民票が正確であるかどうかについて留意する。したがって，

A 届出，通知等により修正，消除等をすべき住民票を未処理のまま，その住民票の写し等を交付するようなことのないようにする。

B 日本の国籍を有する者について，再製した住民票について戸籍と未照合であるため戸籍の表示の記載に誤りのある疑いがある等の住民票については，調査をし，職権による修正等の措置を講じたうえで交付するのが建前であるが，やむを得ない場合においては，その旨を付記して交付する。

(イ) 住民票の写しは，特別の請求がある場合を除き，次の事項は省略してもよい。

A 日本の国籍を有する者にあつては，法第7条第4号，第5号及び第9号から第14号までに掲げる事項の全部又は一部

B 外国人住民にあつては，法第7条第4号及び第10号から第14号（通称を除く。）までに掲げる事項，国籍・地域並びに法第30条の45の表の下欄に掲げる事項の全部又は一部

C 法第7条に規定する記載事項以外の事項

D (略)

(ウ)～(ケ) (略)

(コ) 外国人住民に係る住民票であつて，通称の記載及び削除に関する事項の記載があるものの写しの請求があつた場合において，その住民票の写しが複葉にわたる場合には，当該複葉の住民票の写しの一体性を確保することができるよう適切な措置を講じる。

ウ (略)

②・③ (略)

④ 請求者識別カードによる請求の場合

ア 請求の受理

(ア) (略)

(イ) 請求者の氏名及び住所並びに請求に係る住民の氏名及び住所については、請求者識別カードによる入力により明らかにさせるものとし、請求書は要することとせず、エの記録をもって替えることとする。

イ～オ (略)

⑤ (略)

⑥ 住所地市町村長以外の市町村長に対する請求書による請求の場合

ア 請求の受理

(ア) 次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

A・B (略)

C 請求に係る住民の氏名及び住所

(イ)～(エ) (略)

イ 作成

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 交付地市町村長が作成する住民票の写しは、法第7条第5号に掲げる事項、第9号から第11号の2までに掲げる事項(個別事項)及び第14号に掲げる事項(任意事項)の記載を省略したものを交付するとされているが、特別の請求がある場合を除き、法第7条第4号又は第13号に掲げる事項については、省略してもよい。

特に、住民票コードについては、法第30条の42及び第

ウ (略)

②・③ (略)

④ 請求者識別カードによる請求の場合

ア 請求の受理

(ア) (略)

(イ) 請求者の氏名及び住所並びに請求に係る住民の氏名(外国人住民にあつては、氏名又は通称)及び住所については、請求者識別カードによる入力により明らかにさせるものとし、請求書は要することとせず、エの記録をもって替えることとする。

イ～オ (略)

⑤ (略)

⑥ 住所地市町村長以外の市町村長に対する請求書による請求の場合

ア 請求の受理

(ア) 次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

A・B (略)

C 請求に係る住民の氏名(外国人住民にあつては、氏名又は通称)及び住所

(イ)～(エ) (略)

イ 作成

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 交付地市町村長が作成する住民票の写しは、法第7条第5号に掲げる事項(外国人住民を除く。)、第9号から第11号の2までに掲げる事項(個別事項。外国人住民にあつては、第10号から第11号の2までに掲げる事項。)及び第14号に掲げる事項(任意事項。通称の記載及び削除に関する事項が住民票に記載されている外国人住民にあつては、任意事項並びに通称の記載及び削除に関する事項。)の記載を省略したものを交付するとされているが、特別の請求がある場合を除き、法第7条第4号及び第13号に掲げる事項(外国人住民にあつては、法第7条第4号及び第13号に掲げる事項、国籍・地域並びに法第30条の45の表の下欄に掲げる事項)については、省略してもよい。

特に、住民票コードについては、法第30条の42及び第

30条の43において、告知要求の制限、利用制限等に係る規定が設けられているところであり、また、秘密保持義務によって保護されていること等から、請求者が特別の請求を行った場合であっても、交付地市町村長は、これらの規定の趣旨を請求者に十分説明し、その理解を得て、できる限り、住民票コードの記載を省略した住民票の写しを交付することが適当である。

(オ) (略)

ウ 交 付

交付地市町村長が住民票の写しを交付する場合には、その住民票の写しの末尾に住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている事項が法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものである旨を記載する（令第15条の4第2項）とともに、作成の年月日を記入して記名押印をする。

この記載は、次の例によることが適当である。

A 世帯全員の場合

「この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている世帯全員の事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。」

B その他の場合

「この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。」

(略)

30条の43において、告知要求の制限、利用制限等に係る規定が設けられているところであり、また、秘密保持義務によって保護されていること等から、請求者が特別の請求を行った場合であっても、交付地市町村長は、これらの規定の趣旨を請求者に十分説明し、その理解を得て、できる限り、住民票コードの記載を省略した住民票の写しを交付することが適当である。

(オ) (略)

ウ 交 付

交付地市町村長が住民票の写しを交付する場合には、その住民票の写しの末尾に住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている事項が法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものである旨を記載する（令第15条の4第2項）とともに、作成の年月日を記入して記名押印をする。

この記載は、次の例によることが適当である。

A 世帯全員の場合

「この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている世帯全員の事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。」

B その他の場合

「この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。」

日本の国籍を有する者に係る住民票の写しの様式例

(略)

外国人住民に係る住民票の写しの様式例

広域交付住民票

住 所	
世 帯 主	

1	氏 名		住民票コード	
	通 称		生年月日	
	住所を定めた日		性別	続柄
	外国人住民となった日		届出の年月日※	
	国籍・地域※		30条の4 5 規定区分※	
	在留資格※		在留カード等の番号※	
	在留期間等※		在留期間の満了の日※	
<input type="checkbox"/> から転入※				
2	氏 名		住民票コード	
	通 称		生年月日	
	住所を定めた日		性別	続柄
	外国人住民となった日		届出の年月日※	
	国籍・地域※		30条の4 5 規定区分※	
	在留資格※		在留カード等の番号※	
	在留期間等※		在留期間の満了の日※	
3	氏 名		住民票コード	
	通 称		生年月日	
	住所を定めた日		性別	続柄
	外国人住民となった日		届出の年月日※	
	国籍・地域※		30条の4 5 規定区分※	
	在留資格※		在留カード等の番号※	
	在留期間等※		在留期間の満了の日※	
4	氏 名		住民票コード	
	通 称		生年月日	
	住所を定めた日		性別	続柄
	外国人住民となった日		届出の年月日※	
	国籍・地域※		30条の4 5 規定区分※	
	在留資格※		在留カード等の番号※	
	在留期間等※		在留期間の満了の日※	

枚中 枚目

この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている（世帯全員の）事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。

平成 年 月 日

△△△△長

〇〇 〇〇

※ 項目名を含め、出力しないことも可。



(2) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付

① 窓口における請求の場合

ア 請求の受理

(ア) 次に掲げる事項を公文書である請求書において明らかにさせる。ただし、公文書と一体と認められる形式であれば足り、必ずしも公文書の書面上にすべての事項が記載されなくてもよい（法第12条の2第2項及び住民票省令第8条）。

A・B (略)

C 請求対象者の氏名及び住所

D (略)

(イ) (略)

イ・ウ (略)

② (略)

(3) 本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付（(4)の場合を除く。）

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(ア) 次に掲げる事項を申出書において明らかにさせる（法第12条の3第4項）。

A・B (略)

C 申出対象者の氏名及び住所

D (略)

(イ)～(エ) (略)

イ 作成

作成については、(1)－①－イに準じて取り扱うが、法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる基礎証明事項のみを表示させることとする。ただし、ア－(ア)－Dの利用目的を達成するため、住民票コード以外のその他の事項が必要である旨、特に申出があった場合には、申出の内容を厳格に審査の上、適当と認めるときは、これらの事項を表示できる。

(2) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付

① 窓口における請求の場合

ア 請求の受理

(ア) 次に掲げる事項を公文書である請求書において明らかにさせる。ただし、公文書と一体と認められる形式であれば足り、必ずしも公文書の書面上にすべての事項が記載されなくてもよい（法第12条の2第2項及び住民票省令第8条）。

A・B (略)

C 請求対象者の氏名 (外国人住民にあつては、氏名又は通称) 及び住所

D (略)

(イ) (略)

イ・ウ (略)

② (略)

(3) 本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付（(4)の場合を除く。）

① 窓口における申出の場合

ア 申出の受理

(ア) 次に掲げる事項を申出書において明らかにさせる（法第12条の3第4項）。

A・B (略)

C 申出対象者の氏名 (外国人住民にあつては、氏名又は通称) 及び住所

D (略)

(イ)～(エ) (略)

イ 作成

作成については、(1)－①－イに準じて取り扱うが、法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる基礎証明事項 (外国人住民にあつては、法第7条第1号に掲げる事項及び通称、同条第2号、第3号、第7号及び第8号に掲げる事項並びに法第30条の45に規定する外国人住民となった年月日) のみを表示させることとする。ただし、ア－(ア)－Dの利用目的を達成するため、住民票コード以外のその他の事項が必要である旨、特に申出があった場合には、申出の内容を厳格に審査の上、適当と認めるときは、これらの事項を表示できる。

ウ (略)

②・③ (略)

(4) 本人等以外の者(特定事務受任者)の申出による住民票の写し等の交付

① 窓口における申出の場合

ア (略)

イ 作成

作成については、(1)－①－イに準じて取り扱うが、法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる基礎証明事項のみを表示させることとする。ただし、(3)－①－ア－(ア)－Dの利用目的を達成するため、住民票コード以外のその他の事項が必要である旨、特に申出があった場合には、申出の内容を厳格に審査の上、適当と認めるときは、これらの事項を表示できる。

ウ (略)

②・③ (略)

(5) (略)

5 住民票の改製および再製

(1) (略)

(2) 住民票の再製(令第17条)

住民票が火災、盗難その他の災害により滅失したときは、直ちに、職権でこれを再製しなければならない。

ア (略)

イ 住民票を再製する場合には、戸籍に関する事項についての記載は、戸籍又は法務局にある戸籍の副本と照合し、他市町村に本籍を有する者については戸籍に記載又は記録がされている事項及び戸籍の附票の記載事項(法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって調製する戸籍の附票にあっては、記録事項。以下同じ。)について照会し、その回答に基づいて行う。その他の記載事項についても、たとえば、社会保険庁または都道府県における国民年金の被保険者の資格に関する記録についての照会等の方法により確認したうえ、記載することが適当である。

ウ (略)

②・③ (略)

(4) 本人等以外の者(特定事務受任者)の申出による住民票の写し等の交付

① 窓口における申出の場合

ア (略)

イ 作成

作成については、(1)－①－イに準じて取り扱うが、法第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる基礎証明事項(外国人住民にあっては、法第7条第1号に掲げる事項及び通称、同条第2号、第3号、第7号及び第8号に掲げる事項並びに法第30条の45に規定する外国人住民となった年月日)のみを表示させることとする。ただし、(3)－①－ア－(ア)－Dの利用目的を達成するため、住民票コード以外のその他の事項が必要である旨、特に申出があった場合には、申出の内容を厳格に審査の上、適当と認めるときは、これらの事項を表示できる。

ウ (略)

②・③ (略)

(5) (略)

5 住民票の改製および再製

(1) (略)

(2) 住民票の再製(令第17条)

住民票が火災、盗難その他の災害により滅失したときは、直ちに、職権でこれを再製しなければならない。

ア (略)

イ 住民票を再製する場合には、戸籍に関する事項についての記載は、戸籍又は法務局にある戸籍の副本と照合し、他市町村に本籍を有する者については戸籍に記載又は記録がされている事項及び戸籍の附票の記載事項(法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって調製する戸籍の附票にあっては、記録事項。以下同じ。)について照会し、その回答に基づいて行う。その他の記載事項についても、たとえば、社会保険庁または都道府県における国民年金の被保険者の資格に関する記録についての照会等の方法により確認したうえ、記載することが適当である。

なお、外国人住民に係る住民票を再製する場合には、氏名、出

ウ・エ (略)

第3 戸籍の附票

1 戸籍の附票 (法第16条)

市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者について戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

戸籍を単位として作成することとされているので、夫婦と氏を同じくする子ごとに作成する (戸籍法第6条)。

したがって、婚姻、分籍等の届出があつて戸籍法の規定に基づいて新戸籍が編製される場合には、その戸籍の附票を作成する (令第18条第1項)。また、すでにある戸籍に入った者があるときは、その戸籍の附票にその者に関する記載 (法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。) をする (令第18条第2項)。

(1) (略)

(2) 記載事項 (法第17条)

ア～ウ (略)

エ 住所を定めた年月日 (第4号)

ウと同じく戸籍の届出又は住所地市町村長からの住所変更に関する通知等によって出生の年月日又は当該住所に転入、転居等をした年月日について記載をする。

オ (略)

(3) (略)

2 戸籍の附票の記載等 (法第18条)

戸籍の附票の記載等は、職権で行なう。

戸籍の附票の記載等の手続については、住民票の取扱い (第2の2)

生の年月日、男女の別、国籍・地域及び法第30条の45の表の下欄に掲げる事項について、法務省に照会する等の方法により確認して記載することが適当である。

ウ・エ (略)

第3 戸籍の附票

1 戸籍の附票 (法第16条)

市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者について戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

戸籍を単位として作成することとされているので、夫婦と氏を同じくする子ごとに作成する (戸籍法第6条)。

したがって、婚姻、分籍等の届出があつて戸籍法の規定に基づいて新戸籍が編製される場合には、その戸籍の附票を作成する (令第18条第1項)。また、すでにある戸籍に入った者があるときは、その戸籍の附票にその者に関する記載 (法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。) をする (令第18条第2項)。

(1) (略)

(2) 記載事項 (法第17条)

ア～ウ (略)

エ 住所を定めた年月日 (第4号)

ウと同じく戸籍の届出又は住所地市町村長からの住所変更に関する通知等によって出生の年月日又は当該住所に転入、転居等をした年月日について記載をする。

ただし、外国人住民が日本の国籍を有することとなった場合における住所を定めた年月日については、外国人住民に係る住民票に記載された外国人住民となった年月日を記載する。

なお、転居後に日本の国籍を有することとなった場合には、外国人住民に係る住民票に記載された住所を定めた年月日を記載する。

オ (略)

(3) (略)

2 戸籍の附票の記載等 (法第18条)

戸籍の附票の記載等は、職権で行う。

戸籍の附票の記載等の手続については、住民票の取扱い (第2の2)

に準ずる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

第4 届 出

1 届出書の様式及び規格

届出書の様式及び規格は、法定されていないが、市町村ごとに届出書の用紙を備えつけておくこととするのが適当である。ただし、付記転出届（転出届であって当該届出に係る書面に令第24条の2で定める事項が付記されたものをいい、法第24条の2第2項に規定する世帯員に関する付記転出届を含む。以下同じ。）については、郵便等による届出を受理することが想定されていることから、所定の届出書以外の書式による届出も受理する必要がある。

なお、届出書の様式は、住民の利便及び事務処理の合理化の見地より、次の点に留意しつつ、合理的な様式について創意工夫されたい。

(1)～(3) (略)

(4) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。

なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。

に準ずる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

第4 届 出

1 届出書の様式及び規格

届出書の様式及び規格は、法定されていないが、市町村ごとに届出書の用紙を備えつけておくこととするのが適当である。ただし、付記転出届（転出届であって当該届出に係る書面に令第24条の2で定める事項が付記されたものをいい、法第24条の2第2項に規定する世帯員に関する付記転出届を含む。以下同じ。）については、郵便等による届出を受理することが想定されていることから、所定の届出書以外の書式による届出も受理する必要がある。

なお、届出書の様式は、住民の利便及び事務処理の合理化の見地より、次の点に留意しつつ、合理的な様式について創意工夫されたい。

(1)～(3) (略)

(4) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。

なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。

〇〇市(町村)長殿

住民異動届

世帯番号
新旧

異動年月日	平成 年 月 日
異動事由	世帯変更 ①

届出の任に当たっている者本人による署名の場
合、甲印は、必要ありません。

ふりがな氏名	生年月日	性別	続柄	住民票コード	住民基本台帳カード	返納 記載事項変更	国民年金 種別	国民年金 番号	国民資格		後期 高齢 資格	介護 資格	子ども 手当	摘要	職業	異動項目				
									選挙 登録	有無						退 被扶	有無	戸籍	選挙	国保
1	明大昭平	男	※	※	返納 記載事項変更	1	1	有	有	退 被扶	有	有	有							
2	明大昭平	男	※	※	返納 記載事項変更	1	1	有	有	退 被扶	有	有	有							
3	明大昭平	男	※	※	返納 記載事項変更	1	1	有	有	退 被扶	有	有	有							
4	明大昭平	男	※	※	返納 記載事項変更	1	1	有	有	退 被扶	有	有	有							
5	明大昭平	男	※	※	返納 記載事項変更	1	1	有	有	退 被扶	有	有	有							
本籍																国民記号 番号	資格証 交付			

※ コードは記入時のみ記載してください(住民基本台帳カードを提示する場合は記載の必要はありません。)

(事務処理記載欄)

〇〇市(町村)長殿

住民異動届

世帯番号
新旧

異動年月日	平成 年 月 日
異動事由	世帯変更 ①

届出の任に当たっている者本人による署名の場
合、甲印は、必要ありません。

ふりがな氏名	生年月日	性別	続柄	住民票コード	住民基本台帳カード	返納 記載事項変更	国民年金 種別	国民年金 番号	国民資格		後期 高齢 資格	介護 資格	子ども 手当	摘要	職業	異動項目				
									選挙 登録	有無						退 被扶	有無	戸籍	選挙	国保
1	明大昭平	男	※	※	返納 記載事項変更	1	1	有	有	退 被扶	有	有	有							
2	明大昭平	男	※	※	返納 記載事項変更	1	1	有	有	退 被扶	有	有	有							
3	明大昭平	男	※	※	返納 記載事項変更	1	1	有	有	退 被扶	有	有	有							
4	明大昭平	男	※	※	返納 記載事項変更	1	1	有	有	退 被扶	有	有	有							
5	明大昭平	男	※	※	返納 記載事項変更	1	1	有	有	退 被扶	有	有	有							
本籍																国民記号 番号	資格証 交付			

※1 生年月日は外国人住民の方は西暦で記入しても差し支えありません。

※2 住民票コードは記入のみ記載してください(住民基本台帳カードを提示する場合は記載の必要はありません。)

※3 外国人住民の方のみ記入してください。

※4 日本人の方のみ記入してください。

(事務処理記載欄)

2 届出の受理

届出の受理にあたっては、次の事項について審査しなければならない。

(1) 形式的審査

ア 届出書に届出をすべき事項および附記すべき事項が記載されているかどうか、および添付書類等の記載と相違する点がないかどうか。

なお、国民健康保険の被保険者である者が届出書に附記すべき国民健康保険の被保険者証の記号及び番号又は被保険者資格証明書が交付されている旨とは、転居届又は世帯変更届の場合にあつては、その者が属していた世帯及びその者が属することとなった世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合におけるその世帯の世帯主に交付されている国民健康保険の被保険者証の記号及び番号又はその世帯の世帯主に被保険者資格証明書が交付されている旨をいうものである。

イ 届出書に添付すべき書類が添付されているかどうか（法第22条第2項、令第30条）。

なお、国民健康保険の被保険者である者が転居届または世帯変更届に添えるべき国民健康保険の被保険者証又は被保険者資格証明書とは、アなお書の被保険者証又は被保険者資格証明書をいうものである。

（新設）

2 届出の受理

届出の受理にあたっては、次の事項について審査しなければならない。

(1) 形式的審査

ア 届出書に届出をすべき事項および付記すべき事項が記載されているかどうか、および添付書類等の記載と相違する点がないかどうか。

なお、国民健康保険の被保険者である者が届出書に付記すべき国民健康保険の被保険者証の記号及び番号又は被保険者資格証明書が交付されている旨とは、転居届又は世帯変更届の場合にあつては、その者が属していた世帯及びその者が属することとなった世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合におけるその世帯の世帯主に交付されている国民健康保険の被保険者証の記号及び番号又はその世帯の世帯主に被保険者資格証明書が交付されている旨をいうものである。

イ 届出書に添付すべき書類が添付されているかどうか（法第22条第2項、法第30条の46、法第30条の47、法第30条の48、法第30条の49、令第30条）。

法第30条の46の転入の届出、法第30条の47の届出については、在留カード等の提示が義務付けられている。

外国人住民が転入届、転居届を行う場合、在留カード等の提示は義務とはされていないが、入管法及び入管特例法上、在留カード又は特別永住者証明書を提出して転入届、転居届をしたときは、法務大臣への住居地の届出とみなすこととされている（入管法第19条の9第3項、入管特例法第10条第5項）ことを踏まえ、外国人住民の便宜の観点から、在留カード又は特別永住者証明書の提出を促すことが望ましい。

なお、国民健康保険の被保険者である者が転居届または世帯変更届に添えるべき国民健康保険の被保険者証又は被保険者資格証明書とは、アなお書の被保険者証又は被保険者資格証明書をいうものである。

ウ 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民である者が、次の届出を行う場合は、原則として、世帯主との続柄を証する文書及び外国語によって作成されたものについては翻訳者を明らかにした訳文が添付されているかどうか（法第30条の4

ウ (略)

(2) 実質的審査

ア・イ (略)

ウ 届出をし又は附記をした事項が、届出書の記載の内容その他の事情を総合的に判断し、事実と反する疑いがあるときは、法第34条第2項の規定により調査し、その事実を確認する。

エ 審査にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 国外から転入をした者及びいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないことその他やむを得ない理由により転出証明書を提出できない者から転入届があった場合には、戸籍と照合し、又は他市町村に本籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている事項について照会する等の方法により、その事実を確認したうえで、住民票の作成又は記載を行う。

(新設)

(イ) 国民健康保険の被保険者の資格に関する附記がされた届出が世帯員からあったときは、世帯主の確認を求める等の方法により、その資格の異動に関する事実を確認するのが適当である。

(ウ) 届出書に国民健康保険または国民年金の被保険者の資格に関

8、法第30条の49、規則第49条)。

(ア) 転入届

(イ) 転居届

(ウ) 世帯変更届

(エ) 法第30条の46による届出

(オ) 法第30条の47による届出

(カ) 法第30条の48による届出

なお、外国人住民の世帯主との続柄を証する文書については、戸籍法に基づく届出に係る受理証明書若しくは記載事項証明書又は結婚証明書若しくは出生証明書その他外国政府機関等が発行した文書であって、本人と世帯主との続柄が明らかにされているものとする。

エ (略)

(2) 実質的審査

ア・イ (略)

ウ 届出をし又は付記をした事項が、届出書の記載の内容その他の事情を総合的に判断し、事実と反する疑いがあるときは、法第34条第2項の規定により調査し、その事実を確認する。

エ 審査にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 日本の国籍を有する者について、国外から転入をした者及びいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないことその他やむを得ない理由により転出証明書を提出できない者から転入届があった場合には、戸籍と照合し又は他市町村に本籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている事項について照会する等の方法により、その事実を確認したうえで、住民票の作成又は記載を行う。

(イ) 外国人住民について、転出証明書に記載のある在留期間の満了の日が、転入届のあった時点で既に経過している場合等には、在留カード等の提示を求め、在留期間更新等許可申請中であることを確認する等の方法により、外国人住民であることを確認したうえで、住民票の作成又は記載を行う。

(ウ) 国民健康保険の被保険者の資格に関する付記がされた届出が世帯員からあったときは、世帯主の確認を求める等の方法により、その資格の異動に関する事実を確認するのが適当である。

(エ) 届出書に国民健康保険または国民年金の被保険者の資格に関

する附記がない場合においては、その者が現に加入している医療保険制度の名称または公的年金の名称を記載させ、またはきく等の方法によりその事実を確認することが適当である。

(エ) 国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する附記がされた転入届を受理するにあたって、その届出書に記載された「転入をした年月日」が転出証明書に記載された「転出の予定年月日」と連続していない場合において、転入をした年月日の審査にあたっては、その間の傷病等についての保険給付等国民健康保険又は後期高齢者医療に関する事務の処理に支障が生じないように特に留意すること。

上記の審査の結果、届出書の内容に不備がある場合において、それが補正することができるものであるときは、補正を求めたうえで受理するのが適当である。

なお、審査の結果、事実と反すると認められる届出については、これに基づき住民票の記載等をすべきではないことは当然である。

3・4 (略)

第5 住民基本台帳カード

1 住民基本台帳カード

市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者から交付申請があった場合、その者に係る住民基本台帳カードを交付しなければならない（法第30条の4第1項から第3項まで）。

(1) 様式及び規格

住民基本台帳カードの様式及び規格については、規則、カード技術基準等において規定され、規則別記様式第1と別記様式第2の2種類の様式が定められているところであるが、必要があれば、様式の変更又は調整を行うことも差し支えない。様式の変更又は調整を行う場合は、住民基本台帳カードが本人であることを確認するための書類として利用することが想定されていることから、住民基本台帳カードであることを明瞭に視認できること等に留意する。

(2) 表面記載事項（令第30条の12、規則第34条）

ア 規則別記様式第1の住民基本台帳カードは、その表面に氏名を

する付記がない場合においては、その者が現に加入している医療保険制度の名称または公的年金の名称を記載させ、またはきく等の方法によりその事実を確認することが適当である。

(オ) 国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する付記がされた転入届を受理するにあたって、その届出書に記載された「転入をした年月日」が転出証明書に記載された「転出の予定年月日」と連続していない場合において、転入をした年月日の審査にあたっては、その間の傷病等についての保険給付等国民健康保険又は後期高齢者医療に関する事務の処理に支障が生じないように特に留意すること。

上記の審査の結果、届出書の内容に不備がある場合において、それが補正することができるものであるときは、補正を求めたうえで受理するのが適当である。

なお、審査の結果、事実と反すると認められる届出については、これに基づき住民票の記載等をすべきではないことは当然である。

3・4 (略)

第5 住民基本台帳カード

1 住民基本台帳カード

市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者から交付申請があった場合、その者に係る住民基本台帳カードを交付しなければならない（法第30条の4第1項から第3項まで）。

(1) 様式及び規格

住民基本台帳カードの様式及び規格については、規則、カード技術基準等において規定され、規則別記様式第1と別記様式第2の2種類の様式が定められているところであるが、必要があれば、様式の変更又は調整を行うことも差し支えない。様式の変更又は調整を行う場合は、住民基本台帳カードが本人であることを確認するための書類として利用することが想定されていることから、住民基本台帳カードであることを明瞭に視認できること等に留意する。

ただし、通称が住民票に記載又は記録されている外国人住民に係る住民基本台帳カードの様式中、氏名及び通称については、「氏名／通称」として表示することが適当である。（規則第46条）

(2) 表面記載事項（令第30条の12、規則第34条）

ア 規則別記様式第1の住民基本台帳カードは、その表面に氏名（

記載する。

イ 規則別記様式第2の住民基本台帳カードは、その表面に氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を記載するとともに、写真を貼付する。

ウ 住民票に記載又は記録がされている氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を住民基本台帳カードの表面に記載（字体も同一にする。）する。氏名又は住所の字数が多いため、住民基本台帳カードの表面に記載できない部分があるときは、当該部分を裏面の追記領域等に記載し「何字加入」等と明記してこれに職印を押す。

エ～カ （略）

(3) 内部記録事項（令第30条の12，規則第34条）

ア・イ （略）

ウ 規則別記様式第2の住民基本台帳カードは、アのほか、その半導体集積回路に、表面に記載した氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び有効期限並びに表面に印刷した写真に関する情報を記録する。

エ・オ （略）

2 住民基本台帳カードの交付等

(1) 住民基本台帳カードの交付

ア （略）

イ 発行

(ア) （略）

(イ) 住民基本台帳カードを発行する際に、住民票コードをその内部に記録した日から起算して10年間の有効期間を設定する（令第30条の16）。

通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称）を記載する。

イ 規則別記様式第2の住民基本台帳カードは、その表面に氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称），出生の年月日、男女の別及び住所を記載するとともに、写真を貼付する。

ウ 住民票に記載又は記録がされている氏名（通称が住民票に記載又は記録されている外国人住民にあっては、住民票に記載又は記録がされている氏名及び通称），出生の年月日、男女の別及び住所を住民基本台帳カードの表面に記載（字体も同一にする。）する。氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称）又は住所の字数が多いため、住民基本台帳カードの表面に記載できない部分があるときは、当該部分を裏面の追記領域等に記載し「何字加入」等と明記してこれに職印を押す。

エ～カ （略）

(3) 内部記録事項（令第30条の12，規則第34条）

ア・イ （略）

ウ 規則別記様式第2の住民基本台帳カードは、アのほか、その半導体集積回路に、表面に記載した氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称），出生の年月日、男女の別、住所及び有効期限並びに表面に印刷した写真に関する情報を記録する。

エ・オ （略）

2 住民基本台帳カードの交付等

(1) 住民基本台帳カードの交付

ア （略）

イ 発行

(ア) （略）

(イ) 住民基本台帳カードを発行する際に、住民票コードをその内部に記録した日から起算して、下記の区分に応じた有効期間を設定する（令第30条の16，令第30条の27）。

A 日本の国籍を有する者、永住者及び特別永住者 10年間

B 中長期在留者（永住者を除く。） 在留期間の満了の日ま

で

C 一時庇護許可者又は仮滞在許可者 上陸期間又は仮滞在期

(ウ) (略)
ウ 交 付

(ア) 交付申請者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類を提示させ（令第30条の15第1項、規則第37条第1項）、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人に対し、直接、住民基本台帳カードを交付することは適当でない。

Aに掲げる書類による本人確認について、住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と申請書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と申請書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、規則別記様式第2の住民基本台帳カードについては、住民基本台帳カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

また、A又はBに掲げる本人確認書類については、券面の特徴等を市区町村において適格に把握できるものについては、当該書類が偽変造されたものでないことを目視等により厳格に確認すること。また、それ以外の書類については、氏名等を修正した跡がある等当該書類に明らかに偽変造が疑われる点がないかを目視等により確認すること。

なお、A又はBに掲げる書類については、複写して交付申請書類とともに保存すること。

A 住民基本台帳カード（交付時点で有効期間内であって、カード運用状況が運用中である住民基本台帳カードに限る。ただし、(イ)の法定代理人に交付する場合を想定している。）又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）

間を経過する日まで

D 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者 出生した日又は日本の国籍を失った日から60日間を経過する日まで

(ウ) (略)
ウ 交 付

(ア) 交付申請者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類を提示させ（令第30条の15第1項、規則第37条第1項）、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人に対し、直接、住民基本台帳カードを交付することは適当でない。

Aに掲げる書類による本人確認について、住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と申請書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と申請書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、規則別記様式第2の住民基本台帳カードについては、住民基本台帳カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

また、A又はBに掲げる本人確認書類については、券面の特徴等を市区町村において適格に把握できるものについては、当該書類が偽変造されたものでないことを目視等により厳格に確認すること。また、それ以外の書類については、氏名等を修正した跡がある等当該書類に明らかに偽変造が疑われる点がないかを目視等により確認すること。

なお、A又はBに掲げる書類については、複写して交付申請書類とともに保存すること。

A 住民基本台帳カード（交付時点で有効期間内であって、カード運用状況が運用中である住民基本台帳カードに限る。ただし、(イ)の法定代理人に交付する場合を想定している。）又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）

であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの

その他官公署が発行した免許証，許可証又は資格証明書等であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるものとしては，身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳が考えられる。

半導体集積回路が組み込まれた運転免許証については，券面表示ソフトウェアを使用して半導体集積回路に記録された情報（氏名，生年月日，有効期限，顔写真）が券面事項と一致することを確認する。

また，住民基本台帳カードについて暗証番号を照合できた場合又は半導体集積回路が組み込まれた運転免許証について半導体集積回路に記録された情報と券面事項が一致することを確認できた場合以外は，A又はBに掲げる書類を追加して提示させることにより交付申請者が本人であることを厳格に確認した場合を除き，住民基本台帳カードをただちには交付せず，Bの場合と同様に，交付申請者に照会書を送付する。ただし，同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成，同一世帯の者の生年月日等）について口頭で陳述させること等により交付申請者が本人であることが明らかに確認できた場合にはこの限りでない。

B (略)

(イ)～(ケ) (略)

(2)～(5) (略)

(6) 住民基本台帳カードの廃止又は回収

ア～エ (略)

オ 住民基本台帳カードの交付を受けている者の住民票が消除されたとき（転出をしたときを除く。）は，アの場合を除き，その処理と連動して，カード運用状況を廃止とする（令第30条の21第3号から第5号まで）。

カ (略)

3 (略)

であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの

その他官公署が発行した免許証，許可証又は資格証明書等であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるものとしては，身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，在留カード，特別永住者証明書，一時庇護許可書及び仮滞在許可書が考えられる。

半導体集積回路が組み込まれた運転免許証については，券面表示ソフトウェアを使用して半導体集積回路に記録された情報（氏名，生年月日，有効期限，顔写真）が券面事項と一致することを確認する。

また，住民基本台帳カードについて暗証番号を照合できた場合又は半導体集積回路が組み込まれた運転免許証について半導体集積回路に記録された情報と券面事項が一致することを確認できた場合以外は，A又はBに掲げる書類を追加して提示させることにより交付申請者が本人であることを厳格に確認した場合を除き，住民基本台帳カードをただちには交付せず，Bの場合と同様に，交付申請者に照会書を送付する。ただし，同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成，同一世帯の者の生年月日等）について口頭で陳述させること等により交付申請者が本人であることが明らかに確認できた場合にはこの限りでない。

B (略)

(イ)～(ケ) (略)

(2)～(5) (略)

(6) 住民基本台帳カードの廃止又は回収

ア～エ (略)

オ 住民基本台帳カードの交付を受けている者の住民票が消除されたとき（転出をしたとき又は日本の国籍の取得若しくは喪失をしたときを除く。）は，アの場合を除き，その処理と連動して，カード運用状況を廃止とする（令第30条の20第4号から第6号まで，令第8条の2）

カ (略)

3 (略)

第6 その他

1 通知

住民基本台帳に関する事務に関する通知は、次のとおりである。

ア～シ (略)

ス 職権記載等通知 (令第12条第4項)

セ 転出確定通知 (令第13条第4項)

ソ・タ (略)

(新設)

なお、ア、ウ、エ、ク、ケ、サ、シ、セ、ソ及びタの通知は、電気通信回線を通じて行うものとし、その他の通知は、住民票、届出書その他の文書の写しを利用する方法により行うことが適当である。ただし、真にやむを得ないと認められるときは、他の方法により行うこととして差し支えない。

ア (略)

イ 住民票記載事項通知

その市町村の住民以外の者について、戸籍に関する届書等を受理し、又は職権で戸籍の記載又は記録をした市町村長が、その者の住所地の市町村長に、おおむね、次の事項を通知する。

(ア) 出生の場合

A～D (略)

E 本籍および筆頭者の氏名

F (略)

(イ) (略)

(ウ) その他の住民票の記載事項に変更があった場合

A～C (略)

(エ) (略)

ウ 住民票の写し広域交付請求通知

交付地市町村長は、住所地市町村長に次の事項を通知する (令第

第6 その他

1 通知

住民基本台帳に関する事務に関する通知は、次のとおりである。

ア～シ (略)

ス 職権記載等通知 (令第12条第4項、令第30条の26第5項)

セ 転出確定通知 (令第13条第3項)

ソ・タ (略)

チ 法務大臣からの通知 (法第30条の50)

なお、ア、ウ、エ、ク、ケ、サ、シ、セ、ソ、__タ及びチの通知は、電気通信回線を通じて行うものとし、その他の通知は、住民票、届出書その他の文書の写しを利用する方法により行うことが適当である。ただし、真にやむを得ないと認められるときは、他の方法により行うこととして差し支えない。

ア (略)

イ 住民票記載事項通知

その市町村の住民以外の者について、戸籍に関する届書等を受理し、又は職権で戸籍の記載又は記録をした市町村長が、その者の住所地の市町村長に、おおむね、次の(ア)～(エ)に掲げる事項を通知する。

なお、外国人住民に係る戸籍に関する届書にローマ字表記の氏名が付記されている場合、次の(ア)～(ウ)に掲げる氏名には、当該ローマ字表記の氏名も含まれることに留意する必要がある。

(ア) 出生の場合

A～D (略)

E 本籍および筆頭者の氏名 (外国人住民を除く。)

F (略)

(イ) (略)

(ウ) その他の住民票の記載事項に変更があった場合

A～C (略)

(注) 日本の国籍を喪失した場合においては、上記AからCまでに掲げる事項と併せて国籍喪失を証すべき書面 (訳文含む) の写しを通知するものとする。

(エ) (略)

ウ 住民票の写し広域交付請求通知

交付地市町村長は、住所地市町村長に次の事項を通知する (令第

15条の3第1項)。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄の記載の請求並びに住民票コードの記載の請求の有無

エ 住民票の写し広域交付通知

住所地市町村長は、交付地市町村長に住民票の写しに記載する者に係る次の事項を通知する(令第15条の3第2項)。ただし、(キ)及び(ク)については、ウ(エ)が有の場合に限り、通知する。

(ア) 氏名

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 住民となった年月日

(オ)・(カ) (略)

(新設)

(キ) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(ク) 住民票コード

(新設)

(新設)

オ 戸籍の附票記載事項通知

住所地の市町村長が本籍地の市町村長に、おおむね、次の事項を通知する。

(略)

カ 戸籍照合通知

本籍地の市町村長が住所地の市町村長に、おおむね、次の事項を通知する。

(略)

キ 本籍転属通知

原籍地の市町村長が新本籍地の市町村長に、おおむね、次の事項を通知する。

(略)

ク (略)

ケ 転出証明書情報通知

15条の3第1項、令第30条の32)。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄の記載の請求、住民票コードの記載の請求、国籍・地域の記載の請求並びに法第30条の45の表の下欄に掲げる事項の記載の請求の有無

エ 住民票の写し広域交付通知

住所地市町村長は、交付地市町村長に住民票の写しに記載する者に係る次の事項を通知する(令第15条の3第2項、令第30条の26第7項、令第30条の32)。ただし、(ク)から(サ)までについては、ウ(エ)が有の場合に限り、通知する。

(ア) 氏名 (通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称)

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 住民となった年月日 (外国人住民を除く。)

(オ)・(カ) (略)

(キ) 外国人住民となった年月日 (外国人住民に限る。)

(ク) 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(ケ) 住民票コード

(コ) 国籍・地域 (外国人住民に限る。)

(サ) 法第30条の45の表の下欄に掲げる事項 (外国人住民に限る。)

オ 戸籍の附票記載事項通知

住所地の市町村長が本籍地の市町村長に、おおむね、次の事項を通知する (外国人住民を除く。)。

(略)

カ 戸籍照合通知

本籍地の市町村長が住所地の市町村長に、おおむね、次の事項を通知する (外国人住民を除く。)。

(略)

キ 本籍転属通知

原籍地の市町村長が新本籍地の市町村長に、おおむね、次の事項を通知する (外国人住民を除く。)。

(略)

ク (略)

ケ 転出証明書情報通知

転出地市町村長は、転入地市町村長に付記転出届をした者に係る次の事項を通知する（令第24条の4，令附則第7条，規則第7条）。

(ア) 氏名，出生の年月日，男女の別及び住所

(イ) (略)

(ウ) 戸籍の表示

(エ)～(コ) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

コ 選挙人名簿の登録に関する通知

(ア) 市町村長が満年齢19年以上の者について記載等をしたときは、市町村の選挙管理委員会に、おおむね、次の事項を通知する。

(略)

(イ) (略)

サ 都道府県知事への本人確認情報の通知

(ア) 市町村長は、住民票の記載，消除又は氏名，出生の年月日，男女の別，住所若しくは住民票コードについての記載の修正を行った場合には、本人確認情報を電気通信回線を通じて都道府県知事に通知する。通知する本人確認情報は次のとおりである。

A 住民票の記載を行った場合

(A) 氏名，出生の年月日，男女の別，住所及び住民票コード

(B) 住民票の記載を行った旨

(C) 記載の事由（「転入」，「出生」又は「職権記載等」）

(D) (略)

B 住民票の消除を行った場合

転出地市町村長は、転入地市町村長に付記転出届をした者に係る次の事項を通知する（令第24条の3，令第30条の26第7項，令第30条の27第3項，令第30条の32，規則第7条）。

(ア) 氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては、氏名及び通称），出生の年月日，男女の別及び住所

(イ) (略)

(ウ) 戸籍の表示（外国人住民を除く。）

(エ)～(コ) (略)

(サ) 国籍・地域（外国人住民に限る。）

(シ) 法第30条の45の表の下欄に掲げる事項（外国人住民に限る。）

(ス) 通称の記載及び削除に関する事項（通称の記載及び削除に関する事項が住民票に記載されている外国人住民に限る。）

コ 選挙人名簿の登録に関する通知

(ア) 市町村長が満年齢19年以上の者（外国人住民を除く。）について記載等をしたときは、市町村の選挙管理委員会に、おおむね、次の事項を通知する。

(略)

(イ) (略)

サ 都道府県知事への本人確認情報の通知

(ア) 市町村長は、住民票の記載，消除又は氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては、氏名及び通称），出生の年月日，男女の別，住所若しくは住民票コードについて全部又は一部の記載の修正を行った場合には、本人確認情報を電気通信回線を通じて都道府県知事に通知する。通知する本人確認情報は次のとおりである。

A 住民票の記載を行った場合

(A) 氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては、氏名及び通称），出生の年月日，男女の別，住所及び住民票コード

(B) 住民票の記載を行った旨（外国人住民にあつては、外国人住民に係る住民票の記載を行った旨）

(C) 記載の事由（「転入等」，「出生」又は「職権記載等」）

(D) (略)

B 住民票の消除を行った場合

(A) 氏名，出生の年月日，男女の別，住所及び住民票コード

(B) 住民票の消除を行った旨

(C)・(D) (略)

C 氏名，出生の年月日，男女の別又は住所についての記載の修正を行った場合

(A) 住民票の記載の修正を行った旨

(B)・(C) (略)

D 住民票コードの記載の修正を行った場合

(A) 住民票の記載の修正を行った旨

(B)～(D) (略)

(イ) (略)

シ (略)

ス 職権記載等通知

職権で住民票の記載等をした市町村長がその記載等に係る本人に，
おおむね，次の事項を通知する。

(ア)・(イ) (略)

セ～タ (略)

(新設)

2 (略)

3 本人確認情報の保存

(A) 氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては，氏名及び通称），出生の年月日，男女の別，住所及び住民票コード

(B) 住民票の消除を行った旨（外国人住民にあっては，外国人住民に係る住民票の消除を行った旨）

(C)・(D) (略)

C 氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては，氏名及び通称），出生の年月日，男女の別又は住所についての記載の修正を行った場合

(A) 住民票の記載の修正を行った旨（外国人住民にあっては，外国人住民に係る住民票の記載の修正を行った旨）

(B)・(C) (略)

D 住民票コードの記載の修正を行った場合

(A) 住民票の記載の修正を行った旨（外国人住民にあっては，外国人住民に係る住民票の記載の修正を行った旨）

(B)～(D) (略)

(イ) (略)

シ (略)

ス 職権記載等通知

職権で住民票の記載等をした市町村長がその記載等に係る本人に，
おおむね，次の事項を通知する。（外国人住民について，その通称を住民票に記載しておくことが居住関係の公証のために必要であると認められなくなったため，当該通称を削除した場合を含む。）

(ア)・(イ) (略)

セ～タ (略)

チ 法務大臣からの通知

法務大臣は，入管法及び入管特例法に定める事務を管理し，又は執行するに当たって，外国人住民の氏名，出生の年月日，男女の別，国籍・地域，法第30条の45の表の下欄に掲げる事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは，遅滞なく，その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならないとされている。当該通知に基づく住民票の記載等の手続については，第2-2-(2)-ア-キによる。

2 (略)

3 本人確認情報の保存

(1) (略)

(2) 保存期間

都道府県及び指定情報処理機関における本人確認情報の保存期間は次のとおりである（令第30条の6及び令第30条の11）。

ア (略)

イ 都道府県において、住民票の消除（転出等）が行われたことにより通知された本人確認情報は、当該通知の日から起算して5年を経過する日又は次に掲げる日のうち最も早い日のいずれか遅い日まで保存する。

(ア)～(エ) (略)

なお、(ウ)は、都道府県の区域外の市町村で海外からの転入又は職権記載があったときに、開示請求等を通じて本人からの申出があった場合等が考えられるが、市町村において(ウ)に該当する事例が判明した場合には、当該都道府県に適宜の方法で連絡を行うことが適当である。

ウ・エ (略)

4 本人確認情報等の利用又は提供

(1)～(6) (略)

(7) 異動等情報の利用又は提供

都道府県知事は、法第30条の5第1項の規定により、氏名、出生の年月日、男女の別又は住所の全部又は一部について住民票の記載の修正（以下に掲げる軽微な修正を除く。）があった旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があったときは、これらの通知があった旨の情報（以下「異動等情報」という。）を、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第12条に規定する事務に利用することができる（法第30条の8第3項）。

ア (略)

イ 文字の同定に伴う氏名又は住所に係る記載の修正（アに該当するものを除く。）

ウ～カ (略)

キ アからカまでに掲げるもののほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正

(1) (略)

(2) 保存期間

都道府県及び指定情報処理機関における本人確認情報の保存期間は次のとおりである（令第30条の6及び令第30条の11）。

ア (略)

イ 都道府県において、住民票の消除（転出等）が行われたことにより通知された本人確認情報は、当該通知の日から起算して5年を経過する日又は次に掲げる日のうち最も早い日のいずれか遅い日まで保存する。

(ア)～(エ) (略)

なお、(ウ)は、都道府県の区域外の市町村で国外からの転入又は職権記載があったときに、開示請求等を通じて本人からの申出があった場合等が考えられるが、市町村において(ウ)に該当する事例が判明した場合には、当該都道府県に適宜の方法で連絡を行うことが適当である。

ウ・エ (略)

4 本人確認情報等の利用又は提供

(1)～(6) (略)

(7) 異動等情報の利用又は提供

都道府県知事は、法第30条の5第1項の規定により、氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称）、出生の年月日、男女の別又は住所の全部又は一部について住民票の記載の修正（以下に掲げる軽微な修正を除く。）があった旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があったときは、これらの通知があった旨の情報（以下「異動等情報」という。）を、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第12条に規定する事務に利用することができる（法第30条の8第3項）。

ア (略)

イ 文字の同定に伴う氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称）又は住所に係る記載の修正（アに該当するものを除く。）

ウ～カ (略)

キ アからカまでに掲げるもののほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあっては、氏名及び通称）

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第1項の規定により指定認証機関にその認証事務を行わせることとした都道府県知事は、異動等情報を、同法第35条に規定する事務の処理のため、電気通信回線を通じて、同法第34条第1項に規定する指定認証機関（以下「指定認証機関」という。）に提供することができる（法第30条の8第4項）。

(8)～(10) (略)

5・6 (略)

7 調査

市町村の職員が、法第34条の規定に基づく調査を行なうにあたって関係人に対して質問をし、または文書の提示を求めるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求に応じこれを提示しなければならない。

参考までに身分証明書の様式例を示せば、おおむね、次のとおりである。

ては、氏名及び通称又は住所に係る記載の修正

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第1項の規定により指定認証機関にその認証事務を行わせることとした都道府県知事は、異動等情報を、同法第35条に規定する事務の処理のため、電気通信回線を通じて、同法第34条第1項に規定する指定認証機関（以下「指定認証機関」という。）に提供することができる（法第30条の8第4項）。

(8)～(10) (略)

5・6 (略)

7 調査

市町村の職員が、法第34条の規定に基づく調査を行うにあたって関係人に対して質問をし、または文書の提示を求めるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求に応じこれを提示しなければならない。

参考までに身分証明書の様式例を示せば、おおむね、次のとおりである。

(表)

第 号
身 分 証 明 書
勤 務 課
職 名
氏 名
生年月日
上記の者は住民基本台帳法第34条の規定による調査に従事する職員であることを証明する。
平成 年 月 日
市(町村)長 氏 名
印

(裏)

住民基本台帳法(抄)

(調査)

第34条 市町村長は、定期に第7条に規定する事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条に規定する事項について調査することができる。

3 市町村長は前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(秘密を守る義務)

第35条 住民基本台帳に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則)

第45条 第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(表)

第 号
身 分 証 明 書
勤 務 課
職 名
氏 名
生年月日
上記の者は住民基本台帳法第34条の規定による調査に従事する職員であることを証明する。
平成 年 月 日
市(町村)長 氏 名
印

(裏)

住民基本台帳法(抄)

(調査)

第34条 市町村長は、定期に、第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査することができる。

3 市町村長は前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(秘密を守る義務)

第35条 住民基本台帳に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則)

第45条 第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

ずるものとする。

ア～コ (略)

サ 関係部局との連携

イ又はオにおいて支援の必要性があることを確認した市町村長は支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧についてもコの支援措置と同様の措置が円滑に講じられるよう、選挙管理委員会と連携を取ることが適当である（「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について」平成17年3月25日総行選第7号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）。同様の趣旨から、当該市町村内の関係部局に、必要な情報を提供することにより、これらの部局との連携に努めることが必要である。

第7 (略)

(新設)

ずるものとする。

ア～コ (略)

サ 関係部局との連携

イ又はオにおいて支援の必要性があることを確認した市町村長は支援対象者(外国人住民を除く。)が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧についてもコの支援措置と同様の措置が円滑に講じられるよう、選挙管理委員会と連携を取ることが適当である（「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について」平成17年3月25日総行選第7号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）。同様の趣旨から、当該市町村内の関係部局に、必要な情報を提供することにより、これらの部局との連携に努めることが必要である。

第7 (略)

第8 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）

の施行に伴う経過措置

1 仮住民票の住民票への移行

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）（以下第8において「改正法」という。）附則第3条第1項及び第2項の規定により作成された仮住民票は改正法附則第1条第1号に定める日（以下第8において「施行日」という。）において住民票になる（改正法附則第4条第1項）。その際、外国人住民となった年月日に代えて、施行日を記載する（改正法附則第6条）。作成の事由として「法附則第4条第1項により作成」と備考欄に記入することが適当である。

また、施行日時点で住民票に通称が記載されている場合にあつては、施行日において、通称の記載及び削除に関する事項として、通称を記載した年月日（施行日）及び記載した市町村名を記載する。

施行日において、世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民と日本の国籍を有する者との複数国籍世帯については、施行日以後世帯を単位とする住民票に外国人住民の記載をするために必要な期間に限り、個人を単位とする外国人住民に係る住民票と世帯を単位とする日本の国籍を有する者に係る住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成することをもって、世帯を単位とする住民票の作成に代えることができる（改正法附則第4条第3項）。

なお、仮住民票の作成手続等については、別に定めるところによる。

2 仮住民票の作成に伴う複数国籍世帯の日本の国籍を有する者の住民票の記載の修正

改正法附則第4条第1項の規定により仮住民票が住民票となった外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者に係る住民票について、世帯主の氏名及び世帯主との続柄に変更が生じるときは、施行日に職権で記載の修正をしなければならない（改正法附則第4条第2項）。また、当該住民票の備考欄に事実上の世帯主として外国人住民が記載されている場合は、当該記載を消除するものとする。修正の事由は、「法附則第4条第2項により修正」等の例による。

3 改正法附則第5条の届出に基づく住民票の記載等の手続

仮住民票が作成されていないが施行の際現に外国人住民としての要件を満たしている者や、仮住民票の通知後に仮住民票記載事項のうち住所又は世帯主の氏名及び世帯主との続柄に変更があったが仮住民票の記載の修正が行われていない者は、施行日から14日以内に改正法附則第5条に基づく届出をしなければならない（改正法附則第5条、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第113号）附則第2条）。

この場合においては、次により取り扱うものとする。

(1) 個人票の作成を行う場合

ア その者の住民票を作成し、改正法附則第5条の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、作成の事由（法附則第5条届出）を記入する。

イ 作成した住民票は、届出により新たに世帯を構成した場合にあっては、その世帯をもって編成し、既にある世帯に属することとなった場合にあっては、その世帯に編入する。

(2) 世帯票の作成（記載）を行う場合

ア 届出により新たに世帯を構成した場合にあっては、その世帯の住民票を作成し、改正法附則第5条の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、作成の事由（法附則第5条届出）を記入する。

作成の事由は、個人票の例により、各人ごとに記入する。

イ 既存の世帯に属することとなった場合にあっては、その属することとなった世帯の住民票の末尾に改正法附則第5条の届出及び在留カード等に基づいて所定の事項を記載するとともに、記載の

事由（法附則第5条届出）を記入する。

(3) 住民票の記載の修正を行う場合

住所又は世帯主の氏名及び世帯主との続柄の記載を修正し、修正の事由（法附則第5条届出）を記入する。

当該届出に基づく住民票の記載に際しては、外国人住民となった年月日に代えて、施行日を記載する（改正法附則第6条）。

なお、当該届出に関し虚偽の届出をした者は、その行為について刑を科すべき場合を除き、5万円以下の過料に処せられることとされている（改正法附則第10条第1項）ほか、正当な理由がなく同届出をしない者は、5万円以下の過料に処せられることとされている（改正法附則第10条第2項）。改正法附則第10条第1項及び第2項の規定に該当する場合の取扱いは第6-9-(1)に準ずるものとする。

4 在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書

在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、法第4章の3、法第6章及び改正法附則第5条第1項後段において準用する法第30条の46後段の規定を適用する（改正法附則第7条）。なお、外国人登録証明書の氏名に簡体字又は繁体字が用いられている場合は、住民票の記載に当たっては「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示（平成23年法務省告示第582号）」に従い、正字に置換のうえ取扱うものとする。

5 外国人住民に関する適用の特例

外国人住民については、改正法附則第9条に規定する政令で定める日（平成25年7月7日）までは、第2-1-(2)-チ、第2-2-(4)、第2-2-(5)、第2-4-(1)-①-ア-オ、第2-4-(1)-④-オ、第2-4-(1)-⑤の一部、第2-4-(1)-⑥、第4-4、第5、第6-1-ウ、エ、ク、ケ、サ、シ、セ、ソ、タ並びに第6-3、4、5及び6は適用しないものとする（改正法附則第9条、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第253号）附則第10条）。